職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

島根県人事委員会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適応するように地方公共団体が講ずべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適当かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適当な勧告をすることができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、 民間給与の実態調査を行うなど、令和3年の職員の給与に関する種々の調 査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告し、あわせて給与について勧告したものです。

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。

本委員会では、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握し、本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年4月から6月にかけて、職種別民間給与 実態調査を実施し、この調査結果や人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、 職員の給与について検討を行いました。

2 職員給与については、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」は県内民間給与水準との 均衡を図ることを基本とした給与制度としています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、月例給については、職員給与が民間給与を 僅かに下回ったものの、その較差は極めて小さいことから、改定を行わないこととし ました。また、特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数が民間の支 給割合を上回っていることから、引下げを行うこととしました。

- 3 新型コロナウイルス感染症や自然災害など厳しい状況の中、県民の安全・安心を確保するため、日々全力で職務に取り組んでいる職員の皆様に対し心からの敬意を表します。困難な状況ではありますが、引き続き職務に精励されるようお願いいたします。
- 4 県は、昨年3月に新たな総合戦略である「島根創生計画」を策定し、コロナ対策とともに着実な計画の推進に取り組んでいます。

県民の皆様の期待と信頼に応え、人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根を実現するためには、職員一人一人が高い気概と使命感をもって、その能力を最大限に発揮することが重要です。

このため、今回の報告において、多様で有為な人材の確保に更に努めるとともに、 長時間勤務の是正をはじめとするワーク・ライフ・バランスの推進及び女性職員の活 躍推進など、職場環境の改善を含め人事管理上の諸課題に対して鋭意取り組んでいく 必要があることを言及しました。

- 5 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。
- 6 県民の皆様におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の 意義と、勧告実施により職員の適正な処遇と人材確保を図り、公正な人事・給与制度 を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いします。

令和3年10月12日

島根県人事委員会 委員長 本 間 恵美子

職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

令和3年10月12日島根県人事委員会

【報告・勧告のポイント】

- 〇 月例給は改定なし
- 期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(△0.10月分)

1. 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

○ 人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、 その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるこ とにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするもの

2. 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内127民間事業所を対象に調査。(完了率88.6%)

(1) 月例給 ~役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比し、精密に比較(ラスパイレス方式)~

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差 A-B ((A-B)/B×100)
354, 804 円	354, 675 円	129 円 (0.04%)

[※] 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給(ボーナス) ~ 民間の昨年8月から本年7月までの1年間の支給実績と比較~

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差 (A-B)
4.01月分	4.10月分	△0.09月分

[※] 民間の特別給は昨年(4.10月分)と比べて0.09月分減少

3. 本年の給与改定

(1) 月例給

○ 県内民間給与との較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない。

(2) 期末·勤勉手当〔勧告事項〕

○ 県内民間の支給割合に見合うよう引き下げ 4.10月 → 4.00月 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.175月(支給済み)	1.075月(現行1.175月)
市和3千度	勤勉手当	0.875月(支給済み)	0.875月(改定なし)
令和4年度	期末手当	1. 125 月	1. 125 月
以降	勤勉手当	0. 875 月	0.875月

(3) 実施時期

○ 令和3年12月1日

4. その他の給与上の課題

(1)テレワーク(在宅勤務)に関する給与面での対応について

○ 国はテレワークに関する給与面での対応について引き続き研究を進めるとしており、その動向 について注視が必要

(2) 通勤手当の特別料金等加算について

○ 通勤手当の特別料金等加算に係る要件の緩和について検討が必要

(3) 獣医師の初任給調整手当について

○ 獣医師の確保を図るため、獣医師に支給する初任給調整手当について改善が必要

【参 考】 職員の平均年間給与額(行政職 平均年齢 42.2 歳)

	現行	勧告後	比 較	
平均年間給与額	5, 626, 302 円	5, 590, 653 円	△35,649 円	

⁽注) 1 本年度の新規学卒の採用者を含む額である。

² 年間給与は、給与月額の12か月分及び期末・勤勉手当を合算したものである。

5. 人事管理上の課題

(1) 人材の確保及び育成

- 適宜、必要に応じて試験制度の見直しを実施するとともに、仕事の魅力ややりがい等について、 より効果的な情報発信を積極的に行うなど、受験者確保の取組を推進
- 障がい者活躍推進計画に定める取組を着実に実施し、障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりを進めることが必要
- 職場研修・職場外研修・人事異動・人事評価制度・環境整備等の各施策相互連携による人事管理 全体を通じた総合的・計画的な人材育成の取組及び若手職員の育成強化の推進が必要

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

○ 任命権者の取組を確認し、助言等を行うとともに、取組状況に応じた必要な対応を検討

(3) 勤務環境の整備 (ワーク・ライフ・バランスの推進)

①長時間勤務の是正

- ・新型コロナウイルス感染症に係る業務量の増加に対し、職員の健康を確保しつつ、県民の生命と 生活を守る対策を着実に実施できるよう、全庁的な人員体制整備と業務量平準化等の取組の継続 が必要
- 時間外勤務の上限規制の運用状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、任命権者の働き方改革の取組による長時間勤務是正の進捗状況を注視
- ・教育職員の負担軽減に向けては、「教職員の働き方改革プラン」に掲げる具体的な取組を着実に 実施するとともに、教育委員会規則に基づく教育職員の業務の量の管理を適切に行い、更に長時 間勤務の是正を図ることが必要

②女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

・特定事業主行動計画に掲げた目標の達成に向けて、女性職員が希望する働き方を選択し、意欲を 持って働くことのできる職場環境づくりや、キャリア形成の支援など、計画で示した様々な取組 を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行することが必要

③妊娠、出産、育児等に係る休業・休暇制度の改正

・育児休業の取得回数制限の緩和、不妊治療のための休暇の新設、非常勤職員の配偶者出産休暇・ 育児参加休暇の新設などの休業・休暇制度の改正を、国家公務員に準じて適切に行うことが必要

④柔軟な働き方等への取組

・柔軟な働き方を可能とする勤務時間制度や在宅勤務制度の拡充等について、研究が必要

⑤メンタルヘルス対策

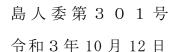
・ストレスチェック制度を職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極 的に活用するなど、実効性のある対策の推進が必要

⑥ハラスメント防止対策

• ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進めることが必要

(4) 定年の引上げ

- 地方公務員法の規定に基づき、国家公務員の定年を基準として定年の引上げを行うことが必要
- 定年の引上げに併せて新たに設けられた役職定年制、定年前再任用短時間勤務制及び情報提供・ 意思確認制度を適切に導入することが必要
- 地方公務員法の均衡の原則を踏まえ、定年の引上げに伴う給与及び退職手当の取扱いについて、 国に準じた取扱いを検討することが必要
- 高齢層職員の職務のあり方や定年引上げ期間中の定員管理などについて検討を進め、職員の定年 引上げを円滑かつ適切に実施することが必要





島根県議会議長 田 中 八洲男 様

島根県知事 丸山 達 也 様

島根県人事委員会委員長 本 間 恵美子

職員の給与等に関する報告及び勧告

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び人事管理に関して別添のとおり報告し、併せて給与について勧告します。

目 次

第1章	職員の給与等に関する報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・1
I 聙	戦員の給与等に関する報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1	職員給与等の状況について ・・・・・・・・・・・・・・1
2	民間給与等の状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・4
3	物価及び生計費について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4	国家公務員及び都道府県職員の給与について ・・・・・・・・・・・・・・6
5	人事院勧告等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
6	職員給与と民間給与との比較 ・・・・・・・・・・・・・・7
7	本年の給与改定 ・・・・・・・・・・・・・・・8
8	その他の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・9
Ⅱ 人	、事管理に関する報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
1	人材の確保及び育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2	能力・実績に基づく人事管理の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・12
3	勤務環境の整備(ワーク・ライフ・バランスの推進) ・・・・・・12
4	定年の引上げ ・・・・・・・・・・・・・・・20
III 勧]告実施の要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
別紙	令和3年人事院勧告等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・22
第 2 章	職員の給与に関する勧告 ・・・・・・・・・・・・・・・29
(給与等	に関する参考資料)
1	職員給与実態調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・参考-1
2	民間給与実態調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・参考-28
3	生計費及び労働経済関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・参考-42
4	人事管理関係参考-46

第1章 職員の給与等に関する報告

第1章 職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、令和3年4月現在の島根県職員に係る給与及び県内の民間事業所の従業員の給与の実態を把握するとともに、職員の給与等を決定する諸条件について調査検討を行ってきた。その結果の概要は次のとおりである。

職員の給与等に関する報告

1 職員給与等の状況について

職員給与実態調査の調査人員

全県職員		調査対象外職員		
全県職員	調査対象職員	休 職 者	企業局職員	
		再任用職員等	病院局職員	
14,953人	12,028人	1,669人	1,256人	

(1)職員の構成等

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、医療職、教育職など9種類の給料表が適用されている。その構成比をみると、中学校・小学校等教育職が35.8%と最も高く、以下行政職31.0%、高等学校等教育職16.9%、公安職12.4%等の順となっている。

また、職員の平均年齢は42.9歳、平均経験年数は20.6年となっており、このうち行政職の職員についてみると、平均年齢は42.2歳(昨年42.7歳)平均経験年数は20.6年(同21.1年)となっている。 (参考資料第1表)

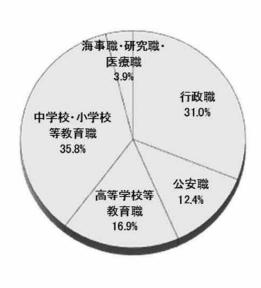
年齢別の職員構成をみると、50歳台の職員の占める割合が全体の約3分の 1と他の年齢層に比べ高くなっている。 (参考資料第4表)

給料表別職員数等

	区分		職員	員数	平均	年齢	平均経験年数				
給	料	表	_			令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年
						人	人	歳	歳	年	年
行		E:	Þ		職	3,731	3,711	42.2	42.7	20.6	21.1
,,			^		-144	(31.0%)	(30.9%)				
公		3	7		職	1,490	1,497	38.0	38.1	16.8	17.0
4					744	(12.4%)	(12.5%)		00:1	10.0	17.0
海		事	Ī.		職	48	46	35.5	36.2	16.0	16.6
7-3			_		744	(0.4%)	(0.4%)		00.2	10.0	10.0
研		乡	7		職	226	243	42.2	41.7	19.2	18.5
H/1			U .		744	(1.9%)	(2.0%)			10.2	10.0
医	療	職	(1)	46	46	40.4	40.8	16.1	17.1
	7.5.	740			,	(0.4%)	(0.4%)	10.1	10.0	10.1	17.1
医	療	職	(2)	85	88	41.9	41.9	17.5	18.2
	冻	440			,	(0.7%)	(0.7%)	71.0	41.5	17.0	10.2
医	療	職	(3)	68	72	38.7	39.2	16.5	16.9
	75.	44%	(,	(0.6%)	(0.6%)	30.1	33.2	10.5	10.5
宣	等 学	抗抗	笙 :	数 套	辛	2,031	2,016	45.1	45.3	22.3	22.4
	ਹ ਹ	- 1X	ਹ :	秋 月	44%	(16.9%)	(16.8%)	40.1	40.0	22.5	22.4
	中学	校・	小学	校等	Ē	4,303	4,282	44.4	45.1	21.5	22.2
		教育	職			(35.8%)	(35.7%)	44.4	40.1	21.0	۷۷.۷
					<u>;</u> †	12,028	12,001	42.9	43.3	20.6	21.1
	7			Ē	ı I	(100.0%)	(100.0%)	4Z.3	4 3.3	20.0	۷۱.۱

(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



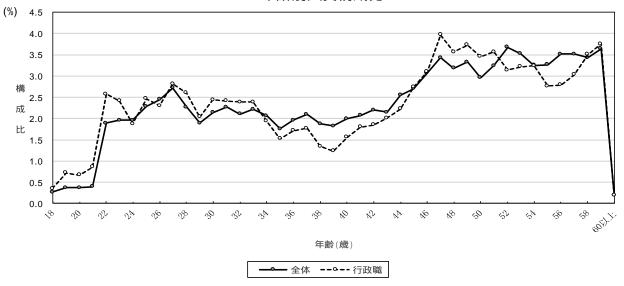
(参考資料第1表)

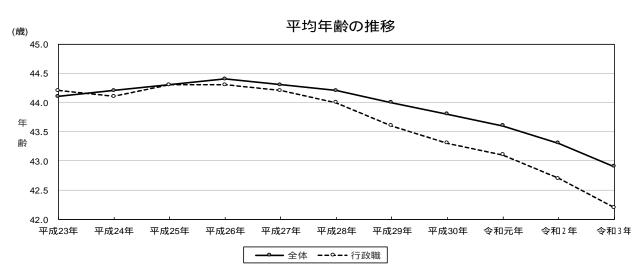
部局別職員構成比



(参考資料第2表)







(2)職員の給与

令和3年4月分の職員の平均給与月額は379,484円で、昨年に比べ3,754円 (1.0%)減少しており、このうち、行政職の職員の平均給与月額は348,420 円で、昨年に比べ4,506円(1.3%)減少している。

これは、昨年に比べ平均年齢が低下したこと等による。

(参考資料第7表)

職員の平均給与月額の状況

区分	全聯		行政職	の職員
項目	令和3年	令和2年	令和 3 年	令和2年
	円	円	円	円
給料	350,822	354,180	320,660	324,593
管 理 職 手 当	6,526	6,621	8,860	8,938
扶 養 手 当	9,836	10,184	9,348	9,729
地 域 手 当	527	553	656	718
住 居 手 当	5,010	4,836	4,470	4,292
特地勤務手当	3,963	3,954	2,677	2,655
そ の 他	2,800	2,910	1,749	2,001
合 計	379,484	383,238	348,420	352,926

- (注)1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 - 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。) の合計額である。
 - 3 その他は、単身赴任手当等である。

2 民間給与等の状況について

職種別民間給与実態調査の調査人員

調査実人員			
門豆夫八兵	初任給関係	左記以外	うち行政職 相 当 職 種
4,548人	249人	4,299人	4,292人

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所230のうちから層化無作為抽出法(注)により抽出した127事業所を対象に「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(参考資料第19表)

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種 4,292人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとと もに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所からの格段の理解

と協力を得て、88.6%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間 事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(注) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ(層)を作成し、それぞれの層から無作為 に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準と して層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

(1) 本年の給与改定等の状況

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 51.1%(昨年 39.3%) 高校卒で 48.7%(同 42.5%)となっている。そのうち初任給を 増額した事業所の割合は、大学卒で 39.3%(同 42.8%) 高校卒で 30.0%(同 37.6%) 初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 58.7%(同 57.2%) 高校卒で 68.0%(同 62.4%)となっている。

(参考資料第23表)

イ 給与改定の状況

一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は29.7%(昨年34.8%)、ベースアップを中止した事業所の割合は13.8%(同13.3%)となっている。

また、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は92.0%(同84.6%)定期昇給を中止した事業所の割合は2.2%(同7.2%)であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が28.2%(同17.3%)減額となっている事業所の割合が3.1%(同16.0%)となっている。

民間における給与改定の状況

(単位:%)

				(
項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	29.7	13.8	0.0	56.5
167 貝	(34.8)	(13.3)	(1.0)	(50.9)
課長級	22.2	17.2	0.0	60.6
赤坟紋	(27.1)	(15.1)	(1.0)	(56.8)

- (注)1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 - 2 ()内の数字は、昨年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目							
	定期昇給	定期昇給	実施			定期昇給	定期昇給
∠Π Π+Ν ⊆Π Π+k	制度あり		昨年に	昨年に	昨年と	中止	制度なし
役職段階			比べ増額	比べ減額	変化なし	т ш	
係員	94.2	92.0	28.2	3.1	60.7	2.2	5.8
	(91.8)	(84.6)	(17.3)	(16.0)	(51.3)	(7.2)	(8.2)
課長級	82.8	80.5	22.1	4.5	53.9	2.3	17.2
林坟秋	(86.4)	(75.7)	(15.9)	(11.7)	(48.1)	(10.7)	(13.6)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 - 2 ()内の数字は、昨年の割合である。

3 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国で0.4%、 松江市で0.1%とそれぞれ低下している。

また、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として 算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生 計費は、それぞれ176,450円、184,240円及び192,050円となっている。

(参考資料第30表、第31表)

4 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した令和2年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数 (行政職)の平均は、100.0であった。

本県のラスパイレス指数は98.5(平成31年98.3)と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

(令和2年4月1日現在)

	(1111 111 111 111
指数分布区分	都 道 府 県 数
102以上	2
100以上 102未満	1 9
98以上 100未満	2 2
96以上 98未満	3
96未満	1
都道府県平均指数	100.0
島根県	98.5

備考 ラスパイレス指数:地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一) の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比 させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月10日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告したが、その概要は別紙のとおりである。

6 職員給与と民間給与との比較

(1)月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者 同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民 間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者 について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が 異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではない ため、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を 対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与354,804円に対して職員給与は354,675円であり、職員給与が129円(0.04%)下回っている。 (参考資料第17表)

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
354,804円	354,675円	129円(0.04%)

⁽注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(2) の表「職員の平均給与月額の状況」の額とは異なっている。

(2)特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の4.01月分に相当していた。これは、昨年(4.10月分)より減少しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.10月)を0.09月分下回っている。

(参考資料第26表)

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A-B)
4.01月分	4.10月分	0.09月分

7 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な 角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必 要があると判断し、次のとおり報告する。

(1)月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、ベースアップを実施した事業 所の割合は昨年と比べ減少している一方、定期昇給の昇給額が昨年と比べ増 額となった事業所の割合は増加しており、また、定期昇給の昇給額が昨年と 比べて変化がない事業所の割合が5割以上となっているなど、全体としては 昨年から大きな状況の変化はないものと考えられる。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記6(1)のとおり、職

員給与が民間給与を129円(0.04%)下回っているものの、ほぼ均衡している。 よって、本年については、公民較差が極めて小さいことから、月例給の改 定を行わないこととする。

(2)期末手当・勤勉手当について

前記6(2)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.10月)は、民間事業所の特別給の支給割合(4.01月分)を0.09月分上回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.10月分引き下げることが適当と判断した。

引下げに当たっては、国と同様に民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については、12月期の期末手当を0.10月分引き下げ、令和4年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.05月分ずつ引き下げることとする。

なお、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について も、同様に支給月数を引き下げることとする。

8 その他の課題

(1)テレワーク(在宅勤務)に関する給与面での対応について

国においては、本年の「職種別民間給与実態調査」により、民間企業における在宅勤務手当の支給状況等について調査を行ったところ、テレワークを行う者に対して在宅勤務手当を支給している事業所の割合は23.1%にとどまった。他方で、手当を支給していない事業所の19.9%が今後手当の支給を検討することとしている。

本県においても、本年の「職種別民間給与実態調査」により、島根県内の 民間事業所における在宅勤務手当の支給状況等について調査を行ったとこ る、国と同様の調査結果が得られた。

国は、テレワークに関する給与面での対応について引き続き研究を進めていくとしており、その動向を注視していく必要がある。

(2)通勤手当の特別料金等加算について

親の介護等のやむを得ない事情により、長距離通勤することを余儀なくされた職員の負担軽減を図るため、通勤手当の特別料金等加算に係る要件の緩和を検討する必要がある。

(3) 獣医師の初任給調整手当について

獣医師については、採用者数が採用予定者数を下回る状況が続き恒常的に欠員が生じており、業務の実施に支障が出かねない状況にある。このことから、本県の獣医師の確保を図るため、獣医師に支給する初任給調整手当について改善する必要がある。

人事管理に関する報告

1 人材の確保及び育成

(1)人材の確保

若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲、他の自治体との競合等を背景に、近年、採用試験の受験者数が大幅に減少しており、人材の確保が困難な 状況が続いている。

このため、これまでも、事務系職種について特別な公務員試験対策を要しない試験区分を創設し、技術系職種についても試験日程を追加するなど、受験者確保のための試験制度の見直しを行ってきた。

さらに、本年度は、島根創生の重点分野において即戦力となる人材を求める新たな経験者採用試験を開始したところである。

今後も、試験区分ごとに検証を行い、適宜、必要に応じて試験制度の見直 しを図ることとする。

また、任命権者と連携のうえ、インターネットの活用等により、県職員の 仕事の魅力ややりがい等について、より効果的な情報発信を積極的に行うな ど、受験者の確保に取り組んで行く。

障がい者の採用については、昭和 63 年度から身体障がいを対象として選

考試験を実施してきたが、障がい者雇用の一層の促進を図るため、一般事務については平成 30 年度から採用試験区分を、学校事務及び警察事務については令和 2 年度から受験資格を、それぞれ身体・知的・精神の 3 障がいに拡大したところである。

障がい者の採用にあたっては、障がいのある職員が活躍しやすい職場づく りや人事管理を進めることが必要であり、各任命権者は、令和2年に障が い者活躍推進計画を策定し、そのための取組を行っている。

引き続き、同計画に定める取組を着実に実施し、障がいのある職員が、 障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを 感じることができる職場づくりを進める必要がある。

(2)人材の育成

新型コロナウイルス感染症への対応など、過去に経験のない新たな課題に直面するなど、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、 県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用 することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を高め るための人材育成がますます重要となっている。

各任命権者においては、それぞれの人材育成基本方針などに基づき、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に取り組んでいる。

また、地方機関へのメンター制^(注1)の拡充や採用5年目までの職員と その上司等を対象とした研修^(注2)の実施など、若手職員の育成の強化が図 られているところである。

今後もこうした取組を一層進めていく必要がある。

- (注1) 新規採用職員など後輩職員(メンティ)に対して、良き相談相手となる先輩職員(メンター)が、業務に関することのほか、精神的なサポートも行う制度
- (注2) 「若手職員育ち方研修(1年~5年目職員対象)」、「若手職員育て方研修(1年~5年 目職員の上司等対象)」などを実施

2 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力と実績を適切に把握し、人員配置や昇進管理、給与処遇に適時的確に反映していくことが必要である。

そのため、平成 28 年 4 月に施行された平成 26 年改正地方公務員法により、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられたところである。

改正法の施行後5年半が経過し、大多数の都道府県において全ての職種で評価結果が勤勉手当・昇給に活用されており、本県においても既に人事評価が実施されていることから、早急に評価結果を勤勉手当・昇給に活用する必要がある。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、この改正法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきており、一部の任命権者を除き、令和2年1月には、勤勉手当に加えて昇給にも活用が図られているところである。

本委員会としては、引き続き、活用が進んでいない任命権者に対し、評価結果の勤勉手当・昇給への活用に向けた取組を確認し、助言等を行うとともに、取組の状況に応じた必要な対応について検討を行う。

3 勤務環境の整備(ワーク・ライフ・バランスの推進)

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても 充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス(仕 事と生活の調和)を実現することは重要な課題であり、そのための勤務環 境の整備に努めなければならない。

(1)長時間勤務の是正

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正は喫緊の課題であり、その縮減に取り組んでいく必要がある。

ア 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う業務量増加への対策

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、知事部局では、感染症患者発生への対応、感染症の拡大防止と医療提供体制の維持及び県内経済を守る様々な経済対策の実施など、新たな業務が生じているところである。

保健所をはじめとする関係部局・所属においては、県内への感染の広が りなどへの対策業務の増加に伴い、令和2年4月以降、月80時間超及び45 時間超の時間外勤務を行う職員数が増加し、高止まり傾向にある。

この業務量の増加に対して、事業の先送りなども行いながら、関係所属への増員や所属を超えた応援職員の派遣を実施し、全庁で業務を分担するとともに、任期付職員と会計年度任用職員の採用や感染症関連業務の積極的な外部委託を実施するなど、必要な人員体制の整備と業務量の平準化等が行われているところである。

これらの取組により、職員の健康を確保しつつ、県民の生命と生活を守る感染対策を着実に実施できる体制を維持する必要がある。

教育委員会では、各学校において、徹底した感染症対策を行うとともに、 スクールサポートスタッフ及び業務アシスタントの追加配置等の体制強化 を図っているところである。

感染症の若い世代への拡大など、学校現場における対策の重要性が高まる中、引き続き、児童生徒等の安全と教育を受ける権利が守られるよう、 適切な体制を整備する必要がある。

イ 働き方改革の一層の推進

本県では、令和元年度から、人事委員会規則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、月 45 時間、年 360 時間以内とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年 720 時間以内、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とした。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない場合に は、この上限を超えることができる。

上限の時間を超えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の 運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとしたが、緊 急的な対応にあっても、職員の勤務状況や健康状態を注視し、安易な運用にならないようにすることが重要である。

この上限規制の導入に併せ、任命権者において、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革の取組が強化され、更なる業務量の削減、業務の効率 化及び平準化の業務改革が推し進められている。(注1)

また、勤務間インターバルの確保、36協定又はこれに準じた確認書の締結、勤務時間の適正把握、テレビ会議システムの活用、サテライトオフィスの設置、動画配信システムの導入、AI・RPA(注2)の活用推進などの取組も行われている。

これらの取組により、令和元年度は、対前年度比で月80時間超の時間外勤務を行う職員数が約6割、月45時間超の時間外勤務を行う職員数が約1割、それぞれ減少したが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う業務量増加により、これら長時間の時間外勤務を行う職員数が増加している。(注3)

本委員会としては、上限規制の運用状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、任命権者の働き方改革の取組による長時間勤務是正の進捗状況を注視していく。

- (注1) 業務量の削減及び業務の効率化 … これまでも不断の見直しを図ってきたが、令和元年度に改めて業務スクラップ(業務の外部委託・集約化、会議・調査・資料作成等の廃止・縮小、制度・様式等の簡素化など)を一斉に実施。令和2年度に、各所属が実施した業務スクラップの情報をリアルタイムで全庁的に共有することができる仕組みを整備業務の平準化 … 一時的・突発的な業務の発生に対して、所属を超えた当該業務経験者の派遣により対応する制度を創設(平成31年1月)
- (注2) A I (人工知能): データベースに蓄積された情報をもとに、機械が人間の知的活動を再現する技術。非定型業務(企画、分析、提案等)など判断が必要な業務の処理が可能 R P A (ロボティックプロセスオートメーション): ソフトウエア型のロボットが、パソコンを操作してアプリケーションを扱う各種業務を代行し、デスクワークを効率化・自動化する技術。定型的、反復的、大量の処理件数がある単純作業の処理が可能
- (注3) 月80時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数
 H29:326人 H30:202人 R元:74人 R2:136人
 月45時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数
 H29:2,106人 H30:2,141人 R元:1,916人 R2:2,163人

ウ 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本県の教育職員についても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認されている。

任命権者では、国のガイドラインを踏まえ、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を、平成31年2月に「部活動の在り方に関する方針」を策定し、令和元年度以降3年間を重点期間として、長時間勤務の是正等に向けた総合的な取組を行っている。

「教職員の働き方改革プラン」では、月あたりの時間外勤務の時間の上限の目安を原則月 45 時間(原則年 360 時間以内)とし、具体的な取組を掲げ、月あたり平均の数値目標を段階的に3年以内に達成することとしている。

「部活動の在り方に関する方針」では、中学校と高等学校における適切な休養日・活動時間の設定の基準などを示し、各学校等において必要な見直し等を進めている。

また、これまで、教育職員の負担軽減を図るため、事務作業を補助するスクールサポートスタッフ(小中学校)及び業務アシスタント(高等学校)並びに部活動指導員及び地域指導者の配置が拡充され、中山間地域・離島の県立高校に主幹教諭等を加配するなどの取組が行われている。

令和2年度の月あたり平均時間外勤務時間数は、全校種の平均で月40.5時間となり、前年度から17.5時間減少し、目標である月45時間を下回ったところであるが、令和2年度の数値には、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨時休業等が影響していると考えられるため、今後も継続的に状況を把握・分析していく必要がある。(注1)

令和2年3月には、「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条

例」が改正され、「県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」が制定された。

この規則では、教育職員の時間外在校等時間を月 45 時間、年 360 時間(特別な事由による場合でも、年 720 時間以内、単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内)を上限として規定し、この上限時間数を超えないように、教育委員会が教育職員の業務の量の適切な管理を行うこととされている。

この教育職員の業務の量の適切な管理は、全国的に取組が必要な課題であるが、本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務を行っており、県立学校の教育職員のうち令和2年度において、月80時間を超える時間外勤務をした者の割合は8.1%、月45時間を超える時間外勤務をした者の割合は27.0%に達している状況にある。(注2)

「教職員の働き方改革プラン」に掲げる具体的な取組を着実に実施するとともに、教育委員会規則に基づく教育職員の業務の量の管理を適切に行い、長時間勤務の是正を更に図る必要がある。

(注1)教職員一人当たり月平均時間外勤務の状況(R2年度の目標 45.0 時間)

小学校 R 元年度:60.1 時間 R2 年度:42.2 時間 17.9 時間 中学校 R 元年度:68.0 時間 R2 年度:48.2 時間 19.8 時間 高等学校 R 元年度:66.4 時間 R2 年度:49.6 時間 16.8 時間 特別支援 R 元年度:34.5 時間 R2 年度:21.5 時間 13.0 時間 全校種 R 元年度:58.0 時間 R2 年度:40.5 時間 17.5 時間

(注2) 年度月80時間又は月45時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、それぞれ、4 月から3月までの間に月80時間又は月45時間を超える時間外勤務をした教育職員の延べ人 数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である。

(2)女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

本県においては、令和2年3月、これまでの特定事業主行動計画を改定し、令和6年度までを計画期間とする「すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画 - 島根県特定事業主行動計画 - 」が策定された。 改定後の計画では、女性活躍推進の体制強化と施策の推進を図り、「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし発揮して、いきい きと働くことができる職場」を「目指す姿」として掲げている。

女性活躍推進については、女性管理職の割合などの数値目標を定め、女性職員が希望する働き方を選択し、意欲を持って働くことのできる職場環境づくりや、キャリア形成の支援などの取組を進めることとしている。

仕事と生活の両立支援については、男性職員の育児休業取得率などの数値目標を定め、職員自身や上司の意識改革、休暇制度等の周知徹底、休業等取得期間中の業務継続体制の確保などの取組を進めることとしている。

本年7月に公表された本計画の令和2年度の実施状況のうち、数値目標値に 対する実績は次のとおりであった。

全警察官に占める女性の割合(警察)(目標値10%)

H30年:7.9% R元年:8.6% R2年:9.0% R3年:9.5%

職員の管理職に占める女性の割合(知事部局等)(目標値 15%)

H30年:10.5% R元年:11.0% R2年:12.4% R3年:13.0%

初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合(教育委員会)(目標値 15%)

H30年:10.3% R元年:11.6% R2年:13.6% R3年:14.8%

年次有給休暇の年間平均取得日数(目標値15日)

知事部局 H29年:11.4日 H30年:12.2日 R元年:12.5日 R2年:12.1日 教育委員会 H28年:10.4日 H29年:10.8日 H30年:11.1日 R元年:10.5日 警察 H29年:10.3日 H30年:11.2日 R元年:10.9日 R2年:13.3日

男性職員の育児休業取得率(目標値 知事部局等30%、その他13%)

知事部局等 H29 年: 20.0% H30 年: 16.7% R 元年: 17.1% R2 年: 36.0% 教育委員会・病院局 H29 年: 1.3% H30 年: 2.3% R 元年: 5.8% R2 年: 4.0% 警察 H29 年: - H30 年: - R 元年: - R2 年: 16.3%

男性の妻の出産休暇及び育児参加休暇を5日以上取得した職員の割合(県全体)(目標値50%)

H29年:11.4% H30年:16.0% R元年:16.8% R2年:27.4%

引き続き、計画に掲げた「目指す姿」の実現と数値目標の達成に向けて、 計画で示した様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行していく ことが必要である。

本委員会としても、女性職員がやりがいを心から感じながら活躍することができ、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、進捗状況を十分注視する。

(3)妊娠、出産、育児等に係る休業・休暇制度の改正

令和2年5月に閣議決定された「少子化対策大綱」では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務員においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要となっている。

国家公務員においては、本年8月に人事院から国会及び政府に対して、育児 休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出がなされ るとともに、不妊治療のための休暇の新設、非常勤職員の配偶者出産休暇・育 児参加休暇の新設、非常勤職員の産前・産後休暇の有給化などを行うことにつ いての報告がなされた。

本県においても、これらの職員の妊娠、出産、育児等に係る休業・休暇制度 の改正を、国家公務員に準じて、適切に行う必要がある。

(4)柔軟な働き方等への取組

本県では、これまでも、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得を推進してきたが、令和2年4月から、年次有給休暇の取得日数の目標値が、年13日から年15日に引き上げられた。

また、より柔軟な働き方が可能となるよう、令和元年8月から導入された時差出勤勤務制度について、本年4月から要件が更に緩和された。

知事部局では、約1割の職員がこの制度を利用しており、通勤時間の短縮や、自己啓発、地域活動等の時間の確保などの効果が生じている。

在宅勤務については、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務が実施されており、同年12月からは、育児、介護等と仕事の両立を支援するための在宅勤務の試行も開始されている。

引き続き、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、国や他の都道府県の動向を注視しながら、柔軟な働き方を可能とする勤務時間制度や在宅勤務制度の拡充等について、研究を行う必要がある。

(5)メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の増加やその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。とりわけ、長期の休暇・休職者の中で精神疾患による職員の割合が高い状況にあることから、メンタルヘルス対策は重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、 療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきており、労 働安全衛生法の規定に基づき、ストレスチェック制度も運用されていると ころである。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度の主旨を繰り返し職員に周知し、職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

(6)ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職 場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでもパワーハラスメントを含むハラスメントの防止に関して、指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組を行ってきたが、令和2年6月1日施行の労働施策総合推進法の改正や国家公務員における人事院規則の整備状況も踏まえ、更に苦情相談体制の充実・強化など対策の強化が図られたところである。

体制の強化に加え、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進める必要がある。

4 定年の引上げ

国家公務員及び地方公務員の定年引上げについては、本年6月に「国家公務員法等の一部を改正する法律」及び「地方公務員法の一部を改正する法律」が成立し、令和5年4月から施行されることとなった。

国家公務員の定年については、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げることとされており、本県においても、地方公務員法第28条の6の規定に基づき、国家公務員の定年を基準として定年の引上げを行う必要がある。

さらに、定年の引上げに併せて新たに設けられた役職定年制、定年前再任用 短時間勤務制及び情報提供・意思確認制度について、地方公務員法の規定に従 い、適切に導入する必要がある。

また、国家公務員については、当分の間の措置として 60 歳を超える職員の 給与水準を 60 歳前の 7 割水準に設定することなど、定年の引上げに伴う給与 及び退職手当の取扱いについて定められており、地方公務員法第 24 条の均衡 の原則を踏まえ、職員の給与及び退職手当について、国に準じた取扱いを検討 する必要がある。

そのほか、組織全体としての活力を維持しつつ、高齢層職員の能力や経験を本格的に活用することができるよう、高齢層職員の職務のあり方や定年引上げ期間中の定員管理などについて検討を進め、職員の定年引上げを円滑かつ適切に実施する必要がある。

勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制 約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務 条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保し ようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められている。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害への対応が続く中において、職員は、行政サービスを安定的に提供し、県民の

安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

令和3年人事院勧告等の概要

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

~ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15 月分) ~

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有する ものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に 準拠して定めることが最も合理的

Ⅱ 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

- <月 例 給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較
 - 民間給与との較差 △ 19 円 (0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員・・・現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

- <ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給 給月数を比較
- O 民間の支給割合 4.32 月 〔公務の支給月数 4.45 月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月 例 給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の 改定は行わない

〈ボーナス〉

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45 月分→4.30 月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12 月期
令和3年度 期末手当	1.275 月 (支給済み)	1.125 月(現行 1.275 月)
勤勉手当	0.95 月 (支給済み)	0.95 月(改定なし)
4年度 期末手当	1.20 月	1.20 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。 早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク(在宅勤務)に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ 60 歳前後の給与 水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとし て、順次取組

【別紙】

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤 務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに 不妊治療のための休暇(有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算)を新設。非常勤職員の 配偶者出産休暇・育児参加休暇(いずれも有給)を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、 テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。 喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた 支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要 な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

【別紙】

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで(現行:原則1回まで)取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで(現行:1回まで)取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで(現行:1月前まで)に短縮

- イ アのほか、非常勤職員について次の措置
 - ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
 - ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
 - ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化
- ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け
 - ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
 - ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
 - ③ 育児休業の取得状況の報告(人事院により公表)

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

- ア 不妊治療のための休暇(原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算)を新設(有給)
- イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで(現行:産後8週間を経過する日まで) に拡大
- ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置
 - ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止 子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
 - ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設(有給)
 - ③ 産前休暇・産後休暇の有給化
- エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置(1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ):民間 育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化(2(2)ア、ウ②・③): 令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け(2(1)イ①、 ウ、(2)ウ①): 令和4年4月1日

第2章 職員の給与に関する勧告

第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

1 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)、県立学校の教育職員の 給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)及び市町村立学校の教職員の給 与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)の改正

(1) 期末手当について

ア 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.075月分(特定管理職にあっては、0.875月分)と すること。

再任用職員については、期末手当の支給割合を0.55月分(特定管理職にあっては、0.45月分)とすること。

イ 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.125月分ずつ (特定管理職にあっては、それぞれ0.925月分ずつ)とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を それぞれ0.575月分(特定管理職にあっては、0.475月分)とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の 改正

(1) 期末手当について

ア 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

イ 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分ずつと すること。

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の改 正
 - (1) 特定任期付職員の期末手当について
 - ア 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

イ 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5月分ずつとすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイ、2の(1)のイ及び3の(1)のイについては、令和4年4月1日から実施すること。

給与等に関する参考資料

参考資料 目 次

1	職員給与	実態調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考-1
	第1表	給料表別職員数、性別、学歴別構成比等参考-2
	第2表	給料表別、部局別職員数参考-3
	第3表	給料表別、級別、号給別人員分布参考-4
	第 4 表	給料表別、級別、年齢別職員数参考-10
	第 5 表	給料表別、学歴別人員及び平均経験年数 ・・・・・・・・・**参考-14
	第 6 表	給料表別、級別平均給料額参考-16
	第7表	給料表別平均給与月額 ······参考-17
	第8表	給料表別管理職手当支給状況 · · · · · · · · · · · · 参考-18
	第9表	給料表別扶養手当支給状況等 · · · · · · · · · · · · · 参考-19
	第10表	給料表別住居手当支給状況 · · · · · · · · · · · · · · · 参考-20
	第11表	給料表別通勤手当支給状況参考-21
	第12表	通勤方法別、運賃相当額等・使用距離別職員数 ・・・・・・・参考-22
	第13表	給料表別地域手当支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・参考-23
	第14表	給料表別単身赴任手当支給状況 ・・・・・・・・・・・参考-24
	第15表	任期付研究員の給料表別、号給別人員 ・・・・・・・・・参考-25
	第16表	特定任期付職員の号給別人員 ・・・・・・・・・・・・・参考-25
	第17表	民間との給与比較を行う職員の平均給与月額 ・・・・・・・参考-25
	第18表	再任用職員の給料表別、級別人員 ・・・・・・・・・・・参考-26
2		実態調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考-28
	第19表	産業別、企業規模別調査事業所数参考-29
	第20表	民間との給与比較における対応関係・・・・・・・・参考-29
	第21表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況 ・・・・・・・参考-30
	第22表	職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況・・・・・・・参考-38
	第23表	民間における初任給の改定状況 ・・・・・・・・・・参考-38
	第24表	民間における家族手当の支給状況 ・・・・・・・・参考-39
	第25表	民間における在宅勤務手当の支給状況 ・・・・・・・・参考-39
	第26表	民間における特別給の支給状況・・・・・・・・参考-40
	第27表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 ・・・・・・参考-40
	第28表	民間における定年制の状況 · · · · · · · · · · · · · · 参考 - 41
	第29表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢
		到達を理由とした給与減額の状況 ・・・・・・・・・・・・・・参考-41
3	生計 弗 乃:	び労働経済関係 ····・参考-42
J	第30表	費目別、世帯人員別標準生計費 ・・・・・・・・・・・・・・参考-43
	第31表	労働経済指標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	N1013C	万 例 胚 仍 16 体
4	人事管理	関係 ····· 参考 – 46
	第32表	年次有給休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・参考-46
	第33表	時間外勤務の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・参考-46
	第34表	育児休業・介護休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・参考-47
	第35表	私傷病休職の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・参考-48
	11001	12 13 71 71 71 72 77 70 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10

1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「令和3年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1)調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和3年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

(2)調査の対象

- ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、令和3年4月1日に在職するもの
 - (ア) 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)
 - (4) 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)
 - (ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)
 - (エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)
 - (オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)
- イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。
 - (ア) 休職等期間中の職員
 - (イ) 育児休業等期間中の職員
 - (ウ) 再任用職員
 - (工) 臨時的任用職員

(3)調査の内容

- ア 職員の年齢、学歴 (※) 等に関する事項 年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等
- イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当及び扶養親族数、地域手当、住居手当及び支給区分、通勤手当及び通勤方法、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務(へき地)手当等

※学歴・・・当該職員の給与決定上の学歴とし、大学卒、短大卒、高校卒及び中学卒の4区分とした。

(4) その他

- ア 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する市町村立学校の事務職員は、行政職給料表の統計数値に含まれている。
- イ 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、 合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

		_	区		分	職員	数数	性別人員	員構成比	学 歴	別人	員 構	成 比	平均	平均経験
給	料:	表		\			構成比	男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	年齢	年 数
						人	%	%	%	%	%	%	%	歳	年
全	給	米	斗	表	3年	12, 028	100.0	61.3	38. 7	81. 1	4. 5	14. 4	0.0	42. 9	20. 6
					2年	12, 001	100.0	61. 9	38. 1	80. 6	4. 2	15. 2	0.0	43. 3	21. 1
行		政		職	3年	3, 731	31. 0	69. 2	30.8	63. 0	8. 7	28. 3	0.0	42. 2	20.6
,					2年	3, 711	30. 9	70. 1	29. 9	61.8	8. 0	30. 2	0.0	42. 7	21. 1
(🗏	中小学	校等	事務縣	哉)	3年	261	2. 2	39. 5	60. 5	8. 4	9. 6	82. 0	0.0	37. 3	18. 1
					2年	267	2. 2	38. 6	61.4	1. 5	7. 9	90. 6	0.0	37. 1	18. 2
公		安		職	3年	1, 490	12. 4	91. 1	8.9	58. 3	1. 7	40.0	0.0	38. 0	16. 8
					2年	1, 497	12. 5	91.9	8. 1	56. 6	1.5	41.8	0.0	38. 1	17. 0
海		事		職	3年	48	0. 4	97. 9	2. 1	0.0	39. 6	60. 4	0.0	35. 5	16.0
					2年	46	0. 4	97.8	2. 2	0.0	43. 5	56. 5	0.0	36. 2	16. 6
研		究		職	3年	226	1. 9	83. 2	16.8	97.8	1. 3	0. 9	0.0	42. 2	19. 2
					2年	243	2. 0	81. 1	18. 9	98. 4	0.4	1.2	0.0	41. 7	18. 5
医	療	罪	哉	(1)	3年	46	0. 4	78. 3	21.7	100.0	0.0	0.0	0.0	40. 4	16. 1
					2年	46	0.4	80. 4	19. 6	100.0	0.0	0.0	0.0	40.8	17. 1
医	療	毦	哉	(2)	3年	85	0. 7	53. 0	47. 0	88. 2	11.8	0.0	0.0	41. 9	17. 5
					2年	88	0. 7	46. 6	53. 4	86. 4	13. 6	0.0	0.0	41. 9	18. 2
(🗏	中小学	校等	栄養耶	哉)	3年	2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	28. 3	4. 6
				-	2年	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医	療	罪		(3)	3年	68	0.6	7. 4	92. 6	66. 2	33. 8	0.0	0.0	38. 7	16. 5
					2年	72	0. 6	6. 9	93. 1	72. 2	27.8	0.0	0.0	39. 2	16. 9
高	等	学	校	等	3年	2, 031	16. 9	56. 3	43. 7	94. 9	2. 7	2. 5	0.0	45. 1	22. 3
教		育		職	2年	2, 016	16. 8	56. 9	43. 1	94.8	2. 5	2.7	0.0	45.3	22. 4
中等	学 校	· 小:	学校	等	3年	4, 303	35. 8	45. 7	54. 3	98. 0	2. 0	0.0	0.0	44. 4	21. 5
教		育		職	2年	4, 282	35. 7	46. 1	53. 9	98. 2	1.8	0.0	0. 0		22. 2
					- 1	-, 202	30.1	10. 1	55.0		1.0	·· ·	ÿ. ÿ	10. 1]

⁽注) 中小学校等事務職及び中小学校等栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。 以下、第2表、第7表及び第18表において同じ。

第2表 給料表別、部局別職員数

	部	局	知	議	人	監	教	労	漁	警	高	中	小	義	
					事	査	育	働	業調					務	
					委	笡	委	委	整		校	学	学	教	計
					員	委	員	員	委					育	
給料	料 表		事	会	会	員	会	会	員会	察	等	校	校	学 校	
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 糸	洽 料	表 34	手 3, 213	22	10	12	338	6	6	1, 777	2, 191	1, 599	2, 794	60	12, 028
		24	手 3,207	21	11	12	345	6	6	1, 786	2, 178	1, 618	2, 790	21	12, 001
行	政	職 34	手 2,811	22	10	12	154	6	6	269	180	88	172	1	3, 731
		24	手 2, 782	21	11	12	149	6	6	270	187	92	174	1	3, 711
(中小学	学校等事務單	表) 34	F									88	172	1	261
		24	F									92	174	1	267
公	安	職 34	手							1, 490					1, 490
		24	手							1, 497					1, 497
海	事	職 34	手 21				23			4					48
		24	手 20				22			4					46
研	究	職 34	手 188				25			13					226
		24	手 202				27			14					243
医 獲	療 職	(1) 34	手 46												46
		2 4	手 46												46
医 扬	療 職	(2) 34	手 83										2		85
		24	手 88												88
(中小学	学校等栄養職	34	F	,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								2		2
		24	F												0
医 频	療 職	(3) 34	手 64				3			1					68
		24	手 69				2			1					72
高 等	学 校	等 34	丰				20				2, 011				2, 031
教	育	職 24	丰				25				1, 991				2, 016
中学校	・小学校	等 34	丰				113					1, 511	2, 620	59	4, 303
教	育	職 24	F				120					1, 526	2, 616	20	4, 282

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

行政職給料表										
級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
号 給	1		5	4	J J	0	'	0	9	
1							1			
2 3										
4									4	
5	14	2					1		1	
6 7		1 68							1	
8		1							5	
9 10	8	5	41			1			1 2	
10	20	1 9	10						2	
12		1	6							
13 14	8	73	12	1					4	
15	16	12	40	1					1	
16	-	2	3	1						
17 18	1	66 2	15 7					1		
19	29	10	40	1				10		
20 21	9	9	4 15	9				15		
22	3 1	63 4	11	3						
23	24	13	53	1				2		
24 25	1 86	2 22	6 22	2 4				6		
26	1	6	7	5				2		
27	23	5	48	3				1		
28 29	1 11	5 13	6 15	4 2				3		
30	2	4	9	2 5						
31	65	5	36	2	1		12			
32 33	1 14	4 5	5 10	2 2 6	1		9			
34	2	2	6	4			1			
35 36	70 1	8 1	31 7	3 4	1		2 1			
37	10	3	14	8			1			
38	1	3	9	6	_					
39 40	6 3	1 2	21 7	22 3	2		1			
41	3	4	7	11	1	1				
42	1		9	5	_					
43 44	6 1	1	16 3	18 7	5 2			1		
45	8	3	6	41	4	1				
46	1		5	3	2	1				
47 48	6 3		11 1	18 3	13 2	1 2				
49	5		2	34	6	2				
50	1		2	5	3					
51 52	3 1		18 1	18 5	20 5	35 25				
53	8		4	53	11	57				
54 55	2		1 3	6 34	7 36	13 43				
56	2		3 1	7	7	39				
57	2			24	15	13				
58 59	2 3		2	7 40	7 62	18 47				
60			2	4	8	10				
61	1		3	11	16	2				
62 63	1 1		1	9 24	6 67	17 37				
64				6	8	4				
65 66			2	12 9	9	2 16				
67	2		1	27	33	16				
68	1		3	6	18	3				
69 70	2 2		2	6 7	12 18	7 7				
71	1		3	20	44	5				
72	1		1	7	12	3				
73 74	3		1	8	7 11	5				
75	1		1	13	30	7				
76		1		3	2	2				

	級									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
号	給									
	77	1		2	7	15	1			
	78	1			6	5	1			
	79				10	9				
	80			2	3 7	11	5			
	81	1		1	7	23				
	82				4	11				
	83			4	7	11				
	84			1	3	17				
	85	1			2	23				
	86	1		1	2	8		Ī		
	87			3		6				
	88			1	3	10				
	89	2		1	5	13				
	90			1	3	9				
	91			1	4	7				
	92				4	10				
	93	6		2	46	67				
	94			2 4			Ī			
	95			4						
	96			3						
	97			2						
	98									
	99			1						
	100			2						
	101			1						
	102			4						
	103			3 3						
	104			3						
	105			2						
	106			1						
	107			2 4						
	108			4						
	109			1						
	110			1						
	111			1 2 4						
	112									
	113			15						
	114									
	115									
	116									
	117									
	118									
	119									
	120									
	121									
	122									
	123									
	124									
	125									
	計	509	442	705	728	778	473	30	42	24
									総数	3, 731

(注) 各級内の太実線は当該級の最高号給の位置を示し、該当人数 0 の号給は空欄とした。(以下第 3 表の各表について同じ。)

公安職給料表

公安職	給料表	反							
級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
号給 1									
2 3 4									
5	18								
6 7									
9	2								
10 11	15								
12 13	2								
14 15	16		1	1					
16				1					
17 18	1		1						
19 20	12	1	3	3					
21 22	24 1		5 1	1					
23 24	16	33	5	3					
25 26	5	8	2	2					
27	28	28	7	1	1				
28 29	5	3	4	3	3				
30 31	1 6	1 26	1 4	1 5	2				3
32 33	1	1 8	3	2	2				4
34 35	2	5 16	1 12	5	3				
36 37		10	1 10	1 4	3	1			
38 39		4	2 16	1 5	5	1			
40		1	2		1				1
41 42		7 2	12 7	7	1 2	2 1			
43 44		11 2	10 3	4 2	2				
45 46		3 1	14 1	5 2	4	2		2 1	$\vdash\vdash\vdash$
47 48		12 1	11 4	3	5 3			5 1	
49 50	1	9	15 3	6 4	5 1	1		1	
51		12	9	8	3	1		1	
52 53	1	2	10	3 10	1		1 2	2	
54 55	1	3	2 23	7 6	4	1 3	14		
56 57		3	4 11	1 4	2	1	2		
58 59			7	3 10	2 3	1	3	1	
60		2	8 5 8	4 12	1 5	1 5	1	3	
62 63		۷	2	5	3				
64		1	5	11 2	3 4	1 2	2		
65 66		1	12 10	5 7	2 5		3		
67 68			7 7	9 2	3 4	2 3	1 1		
69 70			8 5	4 5	12 4	1 3	2		
71			7 1	4 2	3 2	1 3	1		
72 73			5	4	1	3	2		
74 75			1 8	6 7	3 4	2			
76			5	2	1	2			

77	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
78 1 2 4 2 1 80 1 2 2 2 2 2 2 2 3 1 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 8 8 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	号給 77			9	7	4	1			
80 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 3 2 1 3 2 1 3 2 1 3 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 3 3 1 3 1 3 1 3 1 4	78			1	2	4	2	1		
81 3 6 5 3 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 3 1 1 1 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1										
83 6 4 4 21 2 1 2 1 2 1 2 1 2 88 1 3 1 4 4 6 4 88 1 3 3 1 88 1 3 3 1 88 1 3 3 1 89 9 1 5 5 1 90 1 4 1 2 2 2 2 2 2 9 1 1 1	81			3	6	5	3	2		
84 2 1 2 1 2 8 1 3 1 2 6 9 2 9 2 9										
85 3 2 4 1 1 87 4 6 4 88 1 3 3 1 89 1 5 5 1 90 1 4 1 1 91 1 2 6 92 2 2 2 2 93 1 2 43 16 94 95 96 97 2 98 1 99 1 99 5 1 1 100 1 1 1 102 1 1 1 103 2 1 104 2 2 108 2 2 109 1 1 110 1 1 111 1 1 112 1 1 113 1 1 114 1 1 115 1 1 116 1 1 117 1 1 118 1 1 119 1 1 120 3 1 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td>								2		
87 4 6 4 88 1 3 3 1 89 1 5 5 1 90 1 4 1 1 91 1 2 6 6 92 2 2 2 2 93 1 2 43 16 95 96 96 99 5 96 99 5 9 97 2 98 1 99 5 9 1 100 1 1 1 101 1 1 1 102 1 1 1 103 2 1 1 104 2 1 1 105 1 3 1 106 2 2 2 108 2 2 2 109 1 1 1 111 1 1 1 112 1 1 1 113 1 1 1 114 1 1 1 111 1 1 1 112	85			3	2	4		1		
88 1 3 3 1 90 1 4 1				1			4			
89 1 5 5 1 91 1 2 6 2 92 2 2 2 2 93 1 2 43 16 94 9 2 9 3 96 9 5 9 98 1 9 9 100 1 1 1 102 1 1 1 103 104 1 1 105 1 3 1 106 2 2 1 107 2 2 1 108 2 1 1 110 1 1 1 111 1 2 1 112 1 1 1 113 1 1 1 114 1 1 1 115 1 1 1 116 1 1 1 117 1 1 1 118 1 1 1 119 1 1 1 120 3 1 2 123 1				1						
91 92 2 2 2 2 2 9 93 1 2 2 43 16 94 95 96 96 97 98 99 100 101 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	89			1	5	5				
92										
94 95 96 97 98 9100 101 1101 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	92				2	2				
95				1		43	16			
96					2					
98 99 100	96									
99										
100										
102 1 1 103 104 105 1 3 106 2 1 107 2 2 108 2 1 109 1 1 110 1 1 111 1 2 112 1 1 113 1 1 114 1 1 115 1 1 116 1 1 117 1 1 118 1 1 119 1 1 120 3 2 123 1 2 124 3 1 125 16 1 128 1 1 130 1 1 131 1 1 132 1 2 133 1 1 136 1 1 137 1 1 138 1 1 139 1 1 140 1 1 141 1 1 142 1 1	100									
103										
105 1 3 106 2 107 2 108 2 109 1 110 1 111 1 111 1 112 1 113 1 114 1 115 1 116 1 117 1 118 1 119 1 120 3 121 2 122 2 123 1 124 3 125 16 126 1 127 1 128 1 129 1 130 1 131 1 132 1 133 1 134 1 137 1 138 1 139 1 140 1 141 1 142 1 143 1 144 1 145 1	103			1						
106 107 2 108 2 109 1 110 1 111 1 112 1 113 1 114 1 115 1 116 1 117 1 118 1 119 1 120 3 121 2 122 2 123 1 124 3 125 16 126 1 127 128 129 1 130 1 131 1 135 1 136 1 137 1 138 1 139 1 140 1 141 142 143 144 144 144				1	3					
107 108 2 2 109 1 1 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>				1	2					
109 110 110 1 111 1 112 1 113 1 114 1 115 1 116 1 117 1 118 1 119 1 120 3 121 2 122 2 123 1 124 3 125 16 127 1 128 1 130 1 131 1 132 1 133 1 134 1 135 1 136 1 137 1 138 1 139 1 140 1 141 1 143 1 144 1 145 1					2					
110 111 1 2 112 1 1 1 113 1 1 1 114 115 1 1 115 116 1 1 117 1 1 1 118 1 1 1 119 1 1 1 120 3 2 2 121 2 2 2 122 1 2 2 123 1 2 2 124 3 16 1 125 16 1 1 128 1 1 1 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 138 139 140 1 1 141 142 143 144 144 145					1					
112 1 113 1 114 1 115 1 116 1 117 1 118 1 119 1 120 3 121 2 122 2 123 1 124 3 125 16 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 1 137 138 139 140 141 141 142 143 143 144 145 144	110				1					
113 114 115 116 117 118 119 120 3 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145				1						
114 115 116 117 118 119 120 3 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145	113				1					
116 117 118 119 120 3 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145	114									
117 11 118 1 119 1 120 3 121 2 122 2 123 1 124 3 125 16 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 141 142 143 144 145										
119 1 120 3 121 2 122 2 123 1 2 124 3 125 16 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 138 139 140 1 141 142 143 144 145 145	117				1					
120 3 121 2 122 2 123 1 2 124 3 125 16 126 127 128 129 130 131 132 133 133 134 135 136 137 138 138 139 140 1 141 142 143 144 145 145										
121 122 123 1 124 3 125 16 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 138 139 140 1 141 142 143 144 145 145					3					
123 1 2 124 3 125 16 126 127 128 2 129 130 131 131 132 3 133 134 135 136 137 138 138 139 140 1 141 142 143 144 144 145					2					
124 3 125 16 126 127 128 129 130 131 132 133 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 144 145				1	2					
126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 1 137 138 139 140 1 141 142 143 144 145	124				3					
127 128 129 130 131 131 132 133 134 135 136 1 137 138 139 140 1 141 142 143 144 145					16					
128 129 130 131 131 132 133 134 135 136 1 137 138 139 140 141 141 142 143 144 145										
130 131 132 133 134 135 136 1 137 138 139 140 141 141 142 143 144 145	128									
131 132 133 134 135 136 1 1 137 138 139 140 1 1 141 142 143 144 145										
133 134 135 136 1 137 138 139 140 1 141 142 143 144 145	131									
134 135 136 1 137 138 139 140 1 141 142 143 144 145	132									
135 136 137 138 139 140 141 141 142 143 144 145	134									
137 138 139 140 1 141 142 143 144 145	135			4						
138 139 140 1 141 142 143 144 145				1						
140 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	138									
141 142 143 144 145				1						
143 144 145	141			1						
144 145										
145										
	145									
計 159 235 376 330 215 104 46 17 総数 1,49	計	159	235	376	330	215	104	46		1 490

海事職給料表

海事職給料表										
粉号給	1	2	3	4	5					
1 2 3										
4 5										
6 7 8										
9 10										
11 12 13										
14 15 16	1									
17 18 19										
20 21			1							
22 23 24	2	1	1 1							
25 26		1								
27 28 29	3	1								
30 31 32			1							
33 34	2	1 1	2	1						
35 36 37		1								
38 39 40	1		1	1						
41 42 43	2		1	1						
44 45 46	1			1						
46 47 48				1						
49 50 51	2									
52 53 54			1							
55 56	2			1						
57 58 59				1						
60 61 62			1	1						
63 64 65			1	1						
66 67 68			1							
69 70 71										
72 73										
74 75 76										
- 10										

粉	1	2	3	4	5
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83			1		
84					
85	1				
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96			1		
97					
98					
99					
100					
101					
計	20	6	14	8	(

研究職給料表

研究職給料表										
級	1	2	3	4						
号給 \		2								
1 2		2								
3										
4										
5										
6 7		2								
8		۷								
9										
10										
11		8								
12 13										
14		1								
15		3								
16										
17										
18 19										
20										
21		4								
22										
23		1	1							
24 25		1 5								
26		1	1							
27		2	1							
28			2							
29		6	1							
30			_							
31		2	2							
32		4	1							
34		1	1							
35		4	2							
36										
37		2								
38 39		3								
40			1							
41										
42			2							
43 44		1	2	1						
45		1	2	1 2 2						
46		1	2	2						
47		2	3	9						
48			1							
49		2	2							
50 51		1 3	1	1						
52		1	1 5							
53			1	1						
54		2 4	4	2						
55 56		4	_	1						
56 57			5							
58			4	2						
59		4	2							
60			1							
61		1	2 2							
62 63		6	2							
64		0	3							
65		2	3							
66		1	3							
67		2	1							
68		1	4	1						
69 70		1	3 1	1						
70 71		2	1							
72		-	1							
73										
74		3								
75 76		3	4							
10			4							

(級		0		
	1	2	3	4
77			2	
78			1	
79				
80				
81			2	
82		1	2	
83			2	
84			2 2 2 1	
85			1	
86			3	
87			4	
88			1	
89			11	ļ
90				
91				
92				
93 94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112 113				
113				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121	2			
計	2	96	106	22
			総数	226

医療職給料表(1)

医療師	能給	料表	(1)	
級	1	2	3	4
号給				
1 2				
3				
4				
5 6				
7				
8				
9 10				
11				
12				
13 14				
15				1
16		2		
17 18				
19		4		
20	1 2			
21	2	1		
22 23		3	1	
24			_ 1	
25	2			
26 27		1	3	
28		1		
29	3			
30 31		1	3	
32		1 1	3	
33		1		
34			1 1	
35 36			1	
37				
38				4
39 40			1	1
41				
42			1	
43 44				
45				
46				
47 48				3
49				
50				
51 52				1
53				
54				
55 56				
57				
58 50				
59 60				
61				
62 63				1 1
64				1
65				5
66 67				
68				
69				
70 71				
72				
73				
74 75				
76				
				_

	粉	1	2	3	4
	号給 77				
	78				
	79				
	80				
	81				
	82				
	83				
	84				
	85				
	86				
	87				
	88				
	89				
	90				
	91				
	92				
	93				
	94				
	95				
	96				
	97				
	計	8	14	11	13
ľ	•			総数	46

医療師	哉給	料表	(2)				
級				4	_	C	級
号給	1	2	3	4	5	6	号給
1						1	77
2 3							78 79
4							80
5 6							81 82
7							83
8 9							84 85
10							86
11 12							87 88
13							89
14 15		2			1		90 91
16					1		92
17 18							93 94
19		1			1		95
20 21		4	1		1		96 97
22		1			1		98
23			3				99
24 25							100 101
26		0		1	1		102
27 28		2			1		103 104
29					1		105
30 31			1	1 1			106 107
32							108
33 34		1					109 110
35	1	1	4			1	111
36 37			1	2	3		112 113
38			1		1	1	計
39 40			1		1		
41			1		1		
42 43	1		1		2	1	
44	1						
45 46			1		1	1	
47		1			2	1	
48 49				1	1	2	
50		1		1	2	1	
51 52			1		1		
53			1				
54 55							
56			1			2	
57 58			1		1 1		
59					1		
60 61							
62							
63 64					1 1		
65					1		
66 67					2		
68							
69 70				1			
71							
72 73					2	\vdash	
74							
75					1		
76						ш	l

	級	1	2	3	4	5	6
ŀ	<u> 号給</u> 77						
	78						
	79						
	80						
ľ	81						
	82					1	
	83						
l	84						
	85					3	
l	86						
	87						
ŀ	88						
	89						
	90						
	91 92						
	93					\vdash	
	93 94						
	95						
	96						
	97						
	98						
	99						
	100						
ľ	101						
	102						
ĺ	103						
ŀ	104					Ш	
ĺ	105						
	106						
	107						
	108 109				-		
	110						
	111						
ĺ	111						
ŀ	113						
ŀ	計	2	13	18	7	34	11
4						総数	85

医療職給料表(3)

The color of the	医療職	給料	表(3)												
学能	級	1	0	0	4	٦			級	1	0	5	4	٦	C
1	号給	1	2	3	4	Э	6		号給	1	2	3	4	Э	ь
Second S								ı							
S	2							l	86				1		
56 8 90 91 89 90 91 92 91 92 93 91 92 93 93 93 93 93 93 93 94 94 94 94 94 96 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>l</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								l							
6 7 3 90 91 92 92 93 92 93 93 94 94 95 96 96 96 96 96 96 96 96 96 96 97 97 98 98 98 99 99 99 99 99 99 99 99 90 <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ı</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	4							ı							
7 8 3 91 92 93 93 93 94 94 94 94 94 95 96 96 96 96 96 96 96 96 96 96 96 96 96 96 97 97 98 97 98 97 99 90 1 1 100 1 1 100 1 1 100 1 1 1 100 1								l							
S				3				l							
9				Ŭ				l							
11								1	93						
12								l							
13								l							
14 16 99 1 1 16 100 1 1 101 101 101 102 103 103 103 103 103 103 103 103 104 105 106 106 106 106 106 106 107 108 107 108 107 108 109 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td>ł</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>				3				ł							
15				3				l							
16								l							
18													1		
19			2	3				l							
104								l							
1								l							
106			1	9				ł							
107			1	4											
24			1												
25	24							1	108						
27 2 1 1 1112 112 113 113 113 114 115 114 115 114 115 116 117 118 116 117 118 118 119 119 119 119 111	25		6	1				ĺ	109						
28 1 112 113 114 115 115 115 115 115 116 115 116 117 118 117 118 117 118 119 119 119 111 119															
1			2	1	1										
1				1				l							
31 1 2 116 117 116 117 118 118 118 118 118 118 118 118 118 118 118 121 121 121 122 123 122 123 124 123 124								l				i			
32 116 117 118 135 144 141 141 144 151 155 136 157 156 156 156 156 156 156 156 157 156 156 157 156 156 157 157 156 156 157 1			1												
334 34 35 36 31 38 31 39 40 1 1 122 122 133 40 41 41 41 42 43 44 45 46 47 1 2 48 49 49 50 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	32		^						116						
1								1							
1								l							
1								l							
1				1				l	120						
1					1			l							
40				1	1			l							
41				1	1			l							
43 4 128 129 129 130 144 128 129 130 131 131 131 131 131 132 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 134 135 136 137 138 135 136 137 138 137 138 139 136 137 138 139 136 137 138 139 136 137 138 139 136 137 138 139 136 137 138 139 136 137 138 139 136 139 139 136 137 138 139 136 137 138 139 136 139 134 144 144 144 144 144 144 144 144 144 144 144 144 144 145 144 144 144 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								1							
44 4 128 129 130 147 12 130 131 130 131 133 134							1	l							
45								l							
46 47 48 1 1 1 1 131 132 1 132 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 133 1 134 135 134 134 135 134 135 134 135 134 135 134 135 134 135 134 135 134 135 134 135 134 135 134 135 134 135 134 135 134 134 135 134 134 134 134 134 134 134 134 134 134 134 134 134 134 134 134 134 <					0		4	ı							
47 1 2 1 132 1 49 1 133 1 133 1 50 1 133 134 1 135 135 136 136 136 137 138 136 137 138 136 139 140 140 141 142 142 143 144 142 143 144					2			l							
48 1 1 132 1 1 133 1 1 133 1 1 133 1 1 133 1 1 133 1 1 134 135 1 135 136 137 136 137 138 135 136 137 138 135 136 137 138 135 136 137 138 136 137 138 136 137 138 136 136 137 138 136 136 137 138 136 137 138 136 137 138 136 137 138 136 137 138 136 137 138 136 137 144				1	2			l							
1				1	1	1		l			1				
51 1 135 136 137 138 137 138 139 140 141 142 142 142 142 142 142 142 144								1							
136								l							
137 138 139 140 140 140 140 140 140 140 142 142 143 144 144 144 144 144 144 145 147 148 148 149 150 150 151 151 155 153 154 155 155 157 174 155 156 157 177 177 188 159 160					1			l							
138								l							
1								l							
1								l							
141	56		I			1			140						
143	57								141						
60					1										
1			1												
62 63 64 65 66 67 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1		1			1			\vdash				
63 64 65 66 67 68 69 70 71 71 72 73 74 75 76 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					1	2									
148	63								147						
1	64							Į							
67 68 69 70 71 71 72 73 74 75 76 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1															
152					1				150						
153					1										
70 71 72 73 74 75 76 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								1							
71 72 73 74 75 76 77 77 78 79 80 81 81 81 81 82 83 84 84 81 81 81 82 83 84 84 86 87 88 88 88 88 88 88 88 88 88								1							
72	71								155						
74 75 76 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	72					ш		I							
75 76 1 2 159 160 161 162 163 80 81 81 81 82 83 84 84 86 87 88 88 88 88 88 88 88 88 88	73					1									
76						0									
77 78 79 80 81 81 82 83 84 84 81 81 82 83 84 84 86 87 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88	76				1	2									
78 79 80 81 81 82 83 84 84 86 87 87 88 88 88 88 88 88 88 88					1	1		1							
79 80 81 81 82 83 84 84 86 87 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88						1		ĺ							
80 1 1 164 165 166 167 168 169 169 179 18 179 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	79							ĺ							
82 83 84 166 167 168 169 電計 0 16 21 17 9 5	80				1			1	164						
83 84 167 168 169 音 音 1 0 16 21 17 9 5								ĺ							
84 168 169 16 21 17 9 5								ĺ							
169 17 9 5															
計 0 16 21 17 9 5	04							J							
										0	16	21	17	9	5
									HI		. 10				68

中学校・小学校等教育職給料表

高等学校等教育職給料表

第4表 給料表別、級別、年齡別職員数

給料表					行政職	給料表									公安職	給料表	Ę			
級年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18 歳	13									13	18									18
1 9	27 25									27 25	17 17									17 17
2 1	32									32	13									13
2 2 2 3	96 89	1								96 90	41 34	1								41 35
2 4	70	1								70	9	33								42
2 5 2 6	43 16	49 70								92 86	7	39 35	3 8							49 43
2 7	16	91								105		35	9							43
2 8	15	82								97		22	13							35
2 9	11	37 29	28 53				1			76 91	1	18 20	11 20	2 5						31 46
3 1	8	23	59				-			90	2	20	28	8						58
3 2 3 3	5 5	16 13	68 71							89 89		3 5	34 32	7 15						44 52
3 4	2	9	61							72		5	36	13						49
3 5	1	11	45							57		2	28	18						48
3 6 3 7	2	8	53 63			1	1			64 66		1 1	34 40	18 16	4 7					57 64
3 8	2	-	46	2			-			50		-	32	21	8	1				62
3 9	1 2	1	41 5	3 50					1	46 58			18 8	24 31	5 9	2				49 49
4 1	1		6	50 59	1				1	67			5	24		4				39
4 2	3		4	59	3					69			4	13	13	7				37
4 3 4 4	2 2	1	4 2	62 64	6 14				1	75 83			3 1	15 15	12 10	1 8				31 34
4 5	1		6	72	22	1				102			3	13	6	9	1			32
4 6 4 7	5 1		6 7	63 49	42 90	1				116 148			1 1	9 12	11 14	1 7	2			22 36
4 8	1		1	36	96	1				133			1	5	5	4	3			17
4 9			7	41	76	15				139			1	5		2	4			25
5 0 5 1	1		6 5	31 30	71 69	20 28		1		129 133				6 4	6 7	6 2	3 4			21 17
5 2	1		2	15	52	45	2			117			1	3		1	4	2		21
5 3 5 4			9	22 14	42 46	45 55	2 2	2		120 121			1	4 4	4 6	5 6	3 4	1 4		17 25
5 5	1		9	14	21	48	6	4		103			1	4	13	1	2	3	1	24
5 6			12	7	32	41	3	6	3	104				7				2	1	31
5 7 5 8			4 10	9 10	22 32	63 53	3 8	7 10					1	2 5				2	2 2	39 27
5 9			7	16		57	2	12		l I				2			6	3	2	32
6 0 6 1	1								1	2										
6 2									1											
6 3 6 4	1									1										
6 5			2							2										
6 6																				
6 7 6 8			1							1										
69以上	1									1										
人員計 人	509	442	705	728	778	473	30	42		3, 731	159	235	376	330		104	46	17		1, 490
構成比 % 平均年齢 歳	13.6	11.8	18. 9	19. 5	20. 9	12.7	0.8	1.1		100. 0	-	15.8	25. 2	22. 1	14. 4	7. 0	3. 1	1.1	_	100.0
平均年齢 歳	25. 2	28.8	37. 3	46.8	51. 2	55. 3	55. 1	57.6	56. 9	42. 2	22. 0	21.8	54. Y	41.6	48. 7	51.0	53. 7	56.0	57.9	38.0

給料	科表			海事職	給料表					研究職	战給料表	長			医療	職給 料	表(1)	
	級	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計
年齢 18	歳	1	∠	ა	4	υ	月 1	1	2	ა	4	υ	司	1		ა	4	日日
1 9	加火	1					1											
2 0		2					2											
2 1 2 2		3					3		1				1					
2 3		J					3		2				2					
2 4		3					3		7				7					
2 5 2 6		1 2					1 2		5 4				5 4	1				1
2 7		3					3		7				7	3				3
2 8									10				10	1				1
2 9	\dashv	1					1		5 7				5 7	2	1			2
3 1									1				1	1	6			1 7
3 2			2				2		2				2		1			1
3 3 3 4			2				2		8 8				8		1 1			1 1
3 5			1	2			3		3				3		1			1
3 6 3 7									7 4				7 4		1	1 2		1 2 2 3 2
3 8				1			1		6				6			3		3
3 9				1			1		7				7		1	1		2
4 0 4 1		1		2			3		2	5 6			5 8			1		1
4 2									2	3			3			1	1	2
4 3			1	1			2			3			3			1		1
4 4 4 5	\dashv			1 2	3		5			7			7					
4 6				1			1			12			12			1	2	3
4 7 4 8				9	1		1			9 5			9 5				1	1
4 9				2	2		2 2			11	1		12		1		1	1
5 0					1		1			3	2		5				1	1
5 1 5 2										9	2 2		11 11					
5 3				1			1			3			3					
5 4	_									3	1		4				1	1
5 5 5 6										5 3	1 2		6 5					
5 7										1	7		8				2	2
5 8 5 9					1		1			2	4		6				1	2
6 0		\dashv															2	2
6 1																		
6 2 6 3								1									1	1 1
6 4																	1	1
6 5 6 6																		
67																		
6 8																		
6 9 以上 人員計	人	20	6	1.4	8	0	40	1	96	100	22	0	1	8	1.4	11	13	4.0
構成比	%	41. 7	12. 5	14 29. 2	16. 7	0.0		0.9	42. 5	106 46. 9	9. 7	-			30. 4	23. 9	28. 3	100. 0
平均年齢	歳	24. 7	35. 6			0.0		66. 0	31. 8			-	42. 2	—	34. 5	_		40. 4

給	料表			<u> </u>	医療職績	給料表(2)						医療職	給料表	(3)		
年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
午町 18	歳																
1 9																	
2 0 2 1																	
2 2																	
23											2						2
2 4			1						1		1						1
2 5 2 6			1 3						1 3	ll .	7 2						7 2
2 7		1	1						2			3					3
2 8			2						2		1	3					4
2 9		1	1	2					2			3					3
3 1			1	1					2			2					2 2
3 2			1	3					4	ll .		1					1
3 3			2	1					3			2 3					2
3 4 3 5				4 1	1				4 2			3					3
3 6				1	2				3			1					1
3 7				2	0				2				2				2
3 8 3 9				1 1	2				3 1	II	1	1	2 2				2 4
4 0				1		2			3				3				3
4 1						4			4								0
4 2 4 3					1	3 2			4 2				2				2
4 4						1			1				1				1
4 5						3			3				,				0
4 6 4 7						3 2	1		3 3				1	2			3
4 8					1	2	-		3				1	1			2
4 9						4			4					1			1
5 0 5 1						1	1		2					2			2
5 2						2	1		3					3			3
5 3 5 4													1 1		1		2
5 5							2		2				1				1
5 6						2	2		4				1				1
5 7 5 8						1	1		2 1						1 1		1 1
5 9						1	2		3						2		2
6 0							1		1		1						1
6 1 6 2											1						1
6 3																	
6 4																	
6 5 6 6																	
6 7																	
6 8																	
6 9 以上 人員計	人	2	13	18	7	34	11	0	85	0	16	21	17	9	5	0	68
構成比	%	2. 4	15. 3		8. 2	40. 0	12. 9					30. 9					100.0
平均年齢	歳	28. 3	28. 7	34. 9			55. 7		41. 9		30. 8	31. 3				0.0	38. 7

給	料表		高等的	学校等都	教育職 網	給料表		þ	コ学校・	小学校	等教育	職給料	表	全給料表
年齢	級	1	2	特2	3	4	計	1	2	特2	3	4	計	工相打政
1 8	歳													32
1 9														44
2 0														44
2 1		_	0				1.4	1.0	50				70	48
2 2 2 3		5 3	9 13				14 16	13 9	59 82				72 91	227 236
2 4		3	19				22	4	86				90	236
2 5		2	24				26	5	89				94	275
2 6		1	31				32	5	116				121	294
2 7		2	34				36	2	122				124	327
2 8		2	34				36	2	86				88	273
2 9		1 7	21 27				22 34	4	81 73				85 74	227 257
3 1		1	30				31	3	79				82	273
3 2		5	30				35	1	74				75	253
3 3		6	31				37	4	71				75	267
3 4		5	23				28	6	75				81	248
3 5		2	20				22	3	72				75	211
3 6 3 7		2 5	26 46				28 51	1	73 61				74 61	236 252
3 8		3	36				39		59				59	252 225
3 9		4	30				34	1	74				75	219
4 0		1	54				55	1	60	1	1		63	240
4 1		2	51				53		77	1			78	249
4 2		4	62				66		78	2	1		81	264
4 3		5	58				63	1	75	3	2		81	258
4 4 4 5		4 1	75 76				79 77	1	94 85	4 2	3 11		101 99	307 325
4 6		1	76 74				75	2	110	11	11		134	369
4 7		4	93				97		89	8	22		119	413
4 8			101	3			104	4	78	6	26	2	116	383
4 9			81	2	1		84	1	100	2	24	5	132	400
5 0		1	63	3	6		73		92	1	29	4	126	356
5 1		0	74	3	6	1	84	1	105	3	25	8	141	390
5 2 5 3		3 1	94 65	4	8 12	3	109 85		131 137	6 1	28 38	12 19	178 196	
5 4		1	53	1	7	3	64	1	123	1	28	24	175	391
5 5			53		7	5	65	1	129	3	25	35	193	
5 6			60	1	11	9	81		138	3	18	38	197	423
5 7			47		6	10	63		141	1	12	39	195	
5 8			40		2	13	55 50		119	0	7	62	190	
5 9 6 0			43		3	10	56		126	2	18	59	205	438
6 1								2					2	5
6 2								2					2	4
6 3								1					1	2
6 4														1
6 5								1					1	3
6 6 6 7														
6 8														1
69以上								1					1	3
人員計	人	86	1,801	21	69	54	2, 031	88	3, 519	60	329	307	4, 303	-
構成比	%	4. 2	88. 7	1. 0	3. 4	2. 7	100.0	2.0	81. 8	1. 4	7. 6	7. 1	100.0	
平均年齢	歳	35. 9	44. 8	51. 6	54. 4	57. 2	45. 1	35. 0	42. 8	48. 9		56. 6	44. 4	42. 9
十一十四		JJ. J	77.0	01.0	01.4	01.4	10. I	<i>55.</i> 0	74.0	10. 9	04.4	50.0	11. 4	44.9

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

給料表	行『	政	職 糸	合 #	斗 表	公	安」	職	給 %	料 表	海	事	職 絆	1 料	表	研	究 耶	哉 給	1 料	表	医療	職	給	料表	表 (1)
学歴	大	短	高	中		大	短	高	中		大	短	高	中		大	短	高	中		大	短	高	中	
	学	大	校	学	計	学	大	校	学	計	学	大	校	学	計	学	大	校	学	計	学	大	校	学	計
経験年数 1年未満	卒 84	<u>卒</u> 9	<u>卒</u> 16	卒	109	卒 30	卒	<u>卒</u> 22	卒	52	卒	卒	· 卒 1	卒	1	<u>卒</u> 2	卒	卒	卒	2	卒	卒	卒	卒	0
1年	62	13	28		103	18		15		33					0	3				3					0
2年	71	7	14		92	26	2	17		45			2		2	11				11					0
3年	80	10	20		110	22	1	14		37			4		4	3				3					0
4年	63	6	20		89	31		17		48			2		2	2				2	3				3
5年	77	3	14		94	4		19		23					0	11				11	2				2
6年	74	1	15		90	21		19		40			3		3	6				6	3				3
7年	62	3	22		87	25		18		43			1		1	7				7	1				1
8年	70	3	14		87	44		18		62			3		3	6				6	7				7
9年	67	2	25		94	36		36		72			3		3	3				3	3				3
10年	67	4	23		94	36		11		47					0	4				4					0
11年	61	7	22		90	33	1	12		46					0	5				5	1				1
12年	49	5	25		79	36	2	16		54		1			1	7				7	1				1
13年	43	2	8		53	43	2	20		65					0	3				3	1				1
14年	50	2	23		75	48		11		59			1		1	9				9	3				3
15年	33	2	26		61	56	1	13		70		1	2		3	3				3	3				3
16年	22	1	17		40	40	3	16		59			2		2	8				8	1				1
17年	33	2	15		50	50	3	14		67					0	10				10	2				2
18年	42	3	23		68	26		4		30		1			1	3				3	2				2
19年	46	4	15		65	38	1	14		53		1			1	5				5					0
20年	43	1	16		60	18	2	11		31			1		1	4				4	1				1
21年	54	4	16		74	29	1	4		34		1	2		3	7				7					0
22年 23年	53 54	9	11		73	15	1	10		25		9	1		1	4				4	1				1
23年	72	14	23 19		105	16	1	7		18 23		2			2	12				12	1				1
25年	81	18	17		116	13		9		22		2			2					3	1				1
26年	81	17	21		119	5	1	8		14		1			1					10	1				0
27年	94	12	32		138	10	1	17		27		2			2					10					0
28年	80	14	24		118	4	1	12		17		1			1	7				7	1				1
29年	92	22	53		167	8	1	13		22	-	3			3	-				8					0
30年	78	17	52		147	7		9		16	-				0					9	2				2
31年	69	10			109	9		14		23					0	6				6	1				1
32年	69	9	32		110	11		16		27			1		1	4				4					0
33年	48	9	27		84	15		13		28					0	4				4					0
34年	49	12	32		93	13	1	5		19					0	3				3	1				1
35年以上	177	57	267	1	502	24	2	113		139		1			1	10	3	2		15	4				4
合 計	2, 350	323	1,057	1	3, 731	868	26	596		1, 490		19	29		48	221	3	2		226	46				46
平均経験年数	18. 6	23. 8	24. 1	41.5	20.6	14. 9	18. 4	19. 4		16. 8		24. 6	10. 4		16. 0	18.8	35. 9	45. 2		19. 2	16. 1				16. 1

医療	〒 職	給	料素	表 (2)	医療	〒 職	給	料 衤	長 (3)	高 等:	学校等	等教育	下職 給	: 料表	中学校	- 小	学校等	教育職	給料表		合		計	
大	短	高	中		大	短	高	中		大	短	高	中		大	短	高	中		大	短	高	中	
学	大	校	学	計	学	大	校	学	計	学	大	校	学	計	学	大	校	学	計	学	大	校	学	計
卒	卒	卒	卒	0	卒	卒	卒	卒		卒 10	卒	卒	卒	10	卒	卒	卒	卒	00	卒	卒	卒	卒	050
<u>.</u>				0					0					13	82				82	211	9	39		259
4				4	3				3					24	113				113	227	13	43		283
4				4	2				2					22	90	1			91	226	10	33		269
1				1	5				5			1		26	105	1			106	241	12	39		292
2	2			4	2				2		2			41	132				132	274	10	39		323
				0	4				4	34	1			35	115	1			116	247	5	33		285
				0	2				2					38	105	2			107	249	3	37		289
4				4	2				2		1			29	79	1			80	208	5	41		254
1				1	1	1			2			1		29	77	1			78	234	5	36		275
1				1	1	1			2		2			34	80				80	223	5	64		292
5				5	2				3		2	1		43	81	1			82	235	8	35		278
3				3		2			2		1	2		33	69	1			70	202	12	36		250
3				3		1			1	28				28	80	1			81	204	10	41		255
7	1			8		1			1					33	70				70	200	6	28		234
3				3	1	2			3					41	76				76	231	4	35		270
				0	1	1			2		2			47	76	2			78	217	9	41		267
2				2		1			1		1			33	68	3			71	173	9	35		217
2				2	2	1			3			2		56	69	5			74	222	11	31		264
2	1			3	2	1			3		1	1		53	72	1			73	200	8	28		236
2				2	1	1			2					56	91	3			94	239	10	29		278
4				4	1	1			2	58	2	1		61	64	2			66	193	8	29		230
2				2					0	80	1	3		84	84	3			87	256	10	25		291
				0					0	72				72	104	3			107	248	12	22		282
2				2					0		1	2		67	91	5			96	229	18	34		281
2				2	1				1	73	1	1		75	121	1			122	298	18	27		343
4	1			5	1	2			3	100	1	1		102	115	2			117	318	26	27		371
2				2	1				1	88	2			90	114	2			116	301	23	29		353
2				2	1				1	63	2	1		66	118	1			119	298	17	50		365
				0					0	76	3	1		80	111	3			114	279	22	37		338
3	1			4	2	1			3	79	10	4		93	136	2			138	328	40	70		438
2				2	2				2	81	4			85	191	3			194	372	24	61		457
	1			1	1	1			2	75	3	5		83	173	4			177	334	19	49		402
				0					0	61	2	2		65	195	5			200	340	16	51		407
2				2		1			1	84	2	6		92	214	4			218	367	16	46		429
2	1			3		1			1	75	1	2		78	184	5			189	327	21	39		387
2	2			4	4	2			6	105	6	13		124	473	16			489	799	89	395	1	1, 284
75	10			85	45	23			68	1,927	54	50		2,031	4, 218	85			4, 303	9, 750	543	1,734	1	12, 028
16.6	23. 7			17. 5	14. 5	20. 5			16.5	22.0	25. 2	28. 5		22. 3	21. 4	25. 7			21.5	20. 1	23. 9	22. 4	41.5	20.6

第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表 職務の級	行 政 職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	高 等 学 校 等 教 育 職	中学校・ 小学校等 教 育 職
1 級	円 191, 307 207	206, 888	223, 881	円 301, 579	332, 413	円 210, 522	H	円 283, 283 4, 074 10, 738	円 257, 683 2, 192 9, 826
2 級	226, 320	249, 619	281, 233	277, 105	398, 486	232, 637	248, 883	387, 001 3, 914 14, 658	361, 021 1, 640 13, 590
特2級								445, 523 1, 093 17, 093	419, 339 376 16, 113
3 級	284, 428	293, 792	346, 242	379, 992	471, 091	276, 210	267, 546	450, 906	425, 529 72
4 級	360, 500	354, 841	408, 323	418, 471	563, 992 4, 800	312, 413 5, 533	339, 861 5, 872	470, 132 2, 906	444, 005
5 級	386, 914	404, 090				365, 582	384, 887 4, 614		
6 級	405, 026	421, 633				397, 893	412, 235		
7 級	424, 933	437, 692 781							
8 級	452, 211	454, 164							
9 級	486, 362	472, 934							
全級	320, 660 165	323, 145	297, 479	339, 340	451, 130 1, 357	322, 478	307, 403	387, 596 3, 840 13, 629	370, 574 1, 397 11, 540

⁽注) 各欄内訳の上段は給料の調整額、下段は教職調整額である。

第7表 給料表別平均給与月額

	. 分						平 均	支	給	月 額			
給 料	表			給 料	うち給料の調整額	うち教職 調整額	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	特地勤務 手当	その他	금 計
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
全 糸	料	表	3年	350, 822	1, 242	6, 430	6, 526	9, 836	527	5, 010	3, 963	2, 800	379, 484
			2年	354, 180	1, 214	6, 459	6, 621	10, 184	553	4, 836	3, 954	2, 910	383, 238
行	政	職	3年	320, 660	165		8, 860	9, 348	656	4, 470	2, 677	1, 749	348, 420
			2年	324, 593	164		8, 938	9, 729	718	4, 292	2, 655	2, 001	352, 926
(中小章	之校 等 事	務職)	3年	282, 987				6, 224		7, 998	5, 561		302, 770
			2年	281, 686				5, 680		7, 582	5, 480		300, 428
公	安	職	3年	323, 145	86		3, 378	14, 128	207	3, 087	2, 625	4, 430	351, 000
			2年	323, 312	85		3, 449	14, 034	203	2, 823	2, 692	4, 228	350, 741
海	事	職	3年	297, 479				8, 948		4, 865	3,710	1,875	316, 877
			2年	301, 688				10, 098		4, 087	3, 837	1, 957	321, 667
研	究	職	3年	339, 340			5, 072	10, 872		5, 973	465	2, 265	363, 987
			2年	335, 255			5, 307	11, 280		5, 759	553	2, 741	360, 895
医 療	職	(1)	3年	451, 130	1, 357		22, 143	13, 435	77, 873	2, 157	2, 276	323, 959	892, 973
			2年	459, 833	1, 357		20, 228	15, 641	79, 728	5, 624	2, 272	321, 241	904, 567
医 猪	職	(2)	3年	322, 478	1, 911		6, 262	7, 176		6, 118	4, 636	12, 541	359, 211
			2年	319, 305	1,857		5, 576	5, 761		3, 692	3, 885	12, 841	351, 060
(中小学	之校 等 栄	養職)	3年	210, 522				5, 000		27, 000			242, 522
			2年										
医療	職	(3)	3年	307, 403	2, 355		3, 568	4, 235		3, 922	5, 117	1, 324	325, 569
			2年	309, 294	1, 941		3, 971	4, 181		2, 521	5, 743	1, 250	326, 960
高 等	学を	交 等	3年	387, 596	3, 840	13, 629	3, 392	10, 919		6, 077	3, 309	1, 093	412, 386
教	育	職	2年	389, 377	3, 762	13, 648	3, 564	11, 248		6, 083	3, 162	1, 295	414, 729
中学校		校等	3年	370, 574	1, 397	11, 540	7, 104	8, 318		5, 616	6, 023	390	398, 025
教	育	職	2年	376, 015	1, 373	11, 677	7, 228	8, 803		5, 434	6, 079	420	403, 979

⁽注) 1 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校等事務職、中小学校等栄養職、中学校・小学校等教育職においてはへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額である。

² その他は、単身赴任手当等である。

第8表 給料表別管理職手当支給状況

	区	分			支 給	区分				受給者	職員
			1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者 数合計	1 人 当たり	1 人 当たり
給	料表		本庁部長 など	本庁次長 など	本庁課長 校長 など	校長 など	本庁室長 校長・教頭 など	調整監 教頭 など	<i>></i>	平 均 支給額	平 均 支給額
			人	人	人	人	人	人	人	円	円
全	給 料	表	25	74	221	135	538	399	1, 392	56, 386	6, 526
行	政	職	24	56	115	9	159	206	569	58, 098	8, 860
公	安	職		14	37	17			68	74, 028	3, 378
海	事	職									
研	究	職			2		12	8	22	52, 100	5, 072
医	療 職	(1)	1	4	5				10	101, 860	22, 143
医	療 職	(2)					9	2	11	48, 391	6, 262
医	療 職	(3)					3	2	5	48, 520	3, 568
高教	等 学 核 育	泛 等 職			19	30	67	1	117	58, 881	3, 392
中小教	学 校 学 校 育	· 等 職			43	79	288	180	590	51, 811	7, 104

第9表 給料表別扶養手当支給状況等

その1 扶養親族数別職員数

区分	該当職員数	対	象	扶	養	親	族	数
扶養親族数		酉己	偶	者		配偶和	者以外の	の扶養親族
	人			人				人
1 人	1, 865		587				1, 278	
2人	1,866		532			;	3, 200	
3人	1, 266		655			:	3, 143	
4人	364		294				1, 162	
5人	41		36				169	
6人	11		10				56	
7人	1		0				7	
8人	1		1				7	
計	5, 415		2, 115			!	9,022	

⁽注) 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

その2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

		区	分		受 給 者	受 給 者	職員
				受給者数	1人当たり	1人当たり	1人当たり
ž	給 料	表			扶養親族数	平均支給額	平均支給額
				人	人	円	円
全	給	料	表	5, 415	2. 1	21, 847	9, 836
行		政	職	1,670	2.0	20, 886	9, 348
公		安	職	911	2. 4	23, 108	14, 128
海		事	職	23	2. 0	18, 674	8, 948
研		究	職	109	2. 2	22, 541	10,872
医	療	職	(1)	26	2. 4	23, 769	13, 435
医	療	職	(2)	29	2.0	21, 034	7, 176
医	療	職	(3)	14	1.9	20, 571	4, 235
高	等 学	校 等 教	育 職	965	2. 1	22, 981	10, 919
中	学校・/	小学校等	教育職	1, 668	1. 9	21, 458	8, 318

第10表 給料表別住居手当支給状況

	区	分		支	給 区	5 分		職	員	数	受給者	職員
				職	員						1 人	1 人
				手当月額 11,000円	手当月額 11,000円 超	手当月額	配偶者等	受給者	非受給者	合 計	当たり 平 均	当たり 平 均
給	料表			以下	27,000円 未満	27,000円					支給額	支給額
			人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
全	給 料	表	2, 391	16	973	1, 402	38	2, 428	9, 600	12, 028	24, 817	5, 010
			100.0%	0. 7%	40. 7%	58. 6%		20. 2%	79. 8%	100.0%		
行	政	職	656	4	258	394	24	680	3, 051	3, 731	24, 528	4, 470
			100.0%	0.6%	39. 3%	60. 1%		18. 2%	81.8%	100.0%		
公	安	職	187	1	91	95	7	194	1, 296	1, 490	23, 712	3, 087
			100.0%	0.5%	48.7%	50.8%		13.0%	87.0%	100.0%		
海	事	職	9		3	6		9	39	48	25, 944	4, 865
			100.0%		33. 3%	66. 7%		18.8%	81.3%	100.0%		
研	究	職	55		29	26		55	171	226	24, 544	5, 973
			100.0%		52. 7%	47. 3%		24. 3%	75. 7%	100.0%		
医	療職	(1)	4		2	2		4	42	46	24, 800	2, 157
			100.0%		50.0%	50.0%		8. 7%	91. 3%	100.0%		
医	療職	(2)	20		6	14		20	65	85	26, 000	6, 118
			100.0%		30.0%	70.0%		23. 5%	76. 5%	100.0%		
医	療職	(3)	10		2	8		10	58	68	26, 670	3, 922
			100.0%		20.0%	80.0%		14. 7%	85. 3%	100.0%		
高	等 学 校	等	481	3	159	319	6	486	1, 545	2, 031	25, 394	6, 077
教	育	職	100.0%	0.6%	33. 1%	66. 3%		23. 9%	76. 1%	100.0%		
中学	学校・小学村	交等	969	8	423	538	1	970	3, 333	4, 303	24, 914	5, 616
教	育	職	100.0%	0.8%	43.7%	55. 5%		22. 5%	77. 5%	100.0%		

⁽注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、「職員」と「配偶者等」の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 給料表別通勤手当支給状況

		X	分	受		ř	給		者			受給者	職員
												1 人	1 人
	`			交 通	1	通用具使用				非受給者	合 計	当たり	当たり
				機関等	自動	自転	自動四輪と	併用者	小計			平均	平 均
給	料表	表		利用者	四輪	車等	自転車等					支給額	支給額
	44	un!	-	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
全	給	料	表	351	8, 504	410	1	62	9, 328	2, 700	12, 028	9, 620	7, 461
				2. 9%	70. 7%	3. 4%	0.0%	0.5%	77.6%	22. 4%	100.0%		
行	Ī	政	職	284	1, 944	255		38	2, 521	1, 210	3, 731	10, 168	6, 871
				7. 6%	52. 1%	6.8%		1.0%	67.6%	32.4%	100.0%		
公	<u> </u>	安	職	29	721	116	1		867	623	1, 490	5, 955	3, 465
				1.9%	48.4%	7.8%	0. 1%		58.2%	41.8%	100.0%		
海	j	事	職		18				18	30	48	8, 311	3, 117
l					37. 5%				37. 5%	62.5%	100.0%		
研	5	筅	職	12	174	12		3	201	25	226	8, 311	7, 392
				5. 3%	77.0%	5. 3%		1.3%	88.9%	11.1%	100.0%		
医	療	職	(1)	3	7	1			11	35	46	14, 566	3, 483
				6. 5%	15. 2%	2.2%			23.9%	76. 1%	100.0%		
医	療	職	(2)		58	2			60	25	85	14, 959	10, 559
					68. 2%	2.4%			70.6%	29.4%	100.0%		
医	療	職	(3)	1	43	3		1	48	20	68	11, 368	8, 024
				1.5%	63. 2%	4.4%		1.5%	70.6%	29.4%	100.0%		
高	等	学校	等	15	1,696	8		4	1, 723	308	2, 031	11, 683	9, 911
教		育	職	0. 7%	83. 5%	0.4%		0. 2%	84.8%	15. 2%	100.0%		
中等	学校・	小学村	交等	7	3, 843	13		16	3, 879	424	4, 303	9, 122	8, 223
教	7	育	職	0.2%	89. 3%	0.3%		0.4%	90. 1%	9. 9%	100.0%		

第12表 通勤方法別、運賃相当額等・使用距離別職員数

		通勤方法等	交通機関等	3	交通用具使用 表	耸	併月	用 者	-1
区	分	22377 [2.1]	利用者	自動四輪	自転車等	自動四輪と 自転車等	交通機関と 自動四輪等	交通機関と 自転車等	<u>=</u>
	手当受約	合職員数	人	人	人	人	人	人	人
	7 3 2 7	H 1945 2 2A	351	8, 504	410	1	50	12	9, 328
	10,000円以下		189				2	5	人 196
	10,001円以上	20,000円以下	141				40	5	186
運賃	20,001円以上	30,000円以下	11				5		16
相	30,001円以上	40,000円以下	7						7
当額	40,001円以上	50,000円以下	1				1	1	3
等	50,001円以上	55,000円以下					1		1
	55,001円以上		2				1	1	4
	_	計	351				50	12	413
				人	人	人	人	人	人
	4㎞未満			1, 452	315		13	9	1, 789
	4 km以上	6 ㎞未満		1, 219	64		18	2	1, 303
	6 km以上	10km未満		1, 503	23	1	12	1	1, 540
	10km以上	14km未満		880	3		3		886
	14km以上	18km未満		690	1				691
	18km以上	22km未満		536	1				537
	22km以上	26km未満		439	2		1		442
	26㎞以上	30km未満		355					355
使	30km以上	34km未満		369			1		370
用	34km以上	38km未満		352	1		2		355
距	38㎞以上	42km未満		226					226
離	42km以上	46km未満		127					127
内比	46㎞以上	50km未満		92					92
	50km以上	54km未満		70					70
	54km以上	58km未満		51					51
	58㎞以上	62km未満		26					26
	62km以上	66km未満		35					35
	66km以上	70km未満		16					16
	70km以上	74km未満		24					24
	74km以上	78km未満		22					22
	78km以上	-1		20					20
		<u> </u>	円	8,504	410	1 円	50	12	8,977
	受給職員平	P均支給額	11, 962	9, 836			22, 528	18, 957	9, 620

⁽注) 運賃相当額等は、1か月当たりの運賃相当額及び特急料金の2分の1に相当する額の合計額である。

第13表 給料表別地域手当支給状況

	区	分		支	給 区	分				受給者	職員
			1級地	2級地	3級地	5級地	7級地	非支給地	受給者 数合計	1 人 当たり	1 人 当たり
給	料 表		東京都 特別区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市	広島県 広島市	岡山県 岡山市		<i>2</i> ,	平 均 支給額	平 均 支給額
			人	人	人	人	人	人	人	円	円
全	給料	表	26	10	1	11	1	46	95	66, 733	527
行	政	職	24	8	1	8	1		42	58, 305	656
公	安	職	2	2		3			7	44, 093	207
海	事	職							0		
研	究	職							0		
医	療職	(1)						46	46	77, 873	77, 873
医	療職	(2)							0		
医	療職	(3)							0		
高教	等 学 校 育	等 職							0		
中学教	学校・小学村 育	交等 職							0		

第14表 給料表別単身赴任手当支給状況

Image: Control of the	給料表分	全給料表	行政職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	高 等 学校等 教育職	中学校 ・ 小学校 等 教育職
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	80km未満	196	19	136		1	1	1		14	24
	80km以上 100km未満	47	11	14		1		1	1	12	7
	100km以上 150km未満	176	93	32	3	7	1	2	1	22	15
受	150km以上 200km未満	59	25	18			1			9	6
	200km以上 300km未満	27	15	5				1		5	1
	300km以上 500km未満	75	41	15			1	2	1	12	3
44	500km以上 700km未満	2	2								
給	700km以上 900km未満										
	900km以上 1,100km未満	9	9								
	1,100km以上 1,300km未満										
者	1,300km以上 1,500km未満										
	1,500km以上 2,000km未満										
	2,000km以上 2,500km未満	1	1								
	2,500km以上										
	小計	592	216	220	3	9	4	7	3	74	56
	非受給者	11, 436	3, 515	1, 270	45	217	42	78	65	1, 957	4, 247
	合 計	12, 028	3, 731	1, 490	48	226	46	85	68	2, 031	4, 303
\delta \d	受給者1人 当たり平均 支給額	円 37, 189	円 40, 981	33,686	38,000	36,778	38,500	39, 429	39,667	37,878	34, 929
	職員1人 当たり平均 支給額	1, 830	2, 373	4, 974	2, 375	1, 465	3, 348	3, 247	1, 750	1, 380	455

第15表 任期付研究員の給料表別、号給別人員

該当なし

第16表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

第17表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

項目		<u> </u>	分 /	令和3年	令和2年
44			lak	円	円
給			料	326, 006	328, 920
管	理 現	哉 手	当	9, 230	9, 220
扶	養	手	当	9, 694	10, 025
地	域	手	当	685	741
住	居	手	当	4, 567	4, 339
特	地 勤	務 手	当	2,678	2, 693
そ	0	り	他	1,815	2, 045
合			計	354, 675	357, 983

適用人員	3,577 人	3,593 人
平 均 年 齢	42.8 歳	43.2 歳

- (注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、各年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 - 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 - 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。 4 その他は、単身赴任手当等である。

第18表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

, ,	—————————————————————————————————————		級	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	計
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全	給	料	表	13	306		89	14	13	4				439
行	j	玫	職				89	1	5					95
	(中小学	校等事	務職)				11							11
公	<u>.</u>	安	職					5	8	4				17
海	- -	事	職											0
研	4	究	職		2									2
医	療	職	(1)											0
医	療	職	(2)					8						8
	(中小学	校等栄	養職)											0
医	療	職	(3)											0
高	等 学 校	等 教	育 職	13	93									106
中:	学校・小学	学校等	教育職		211	·								211

その2 短時間勤務職員

Á	 給 料 表		級	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	計
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全	給	料	表	1	24		97	3						125
行	Ī	玫	職				90							90
	(中小学	校等事	務職)											0
公	<u>.</u>	安	職											0
海	į	事	職				1							1
研	, 2	究	職		5									5
医	療	職	(1)											0
医	療	職	(2)					3						3
	(中小学	校等栄	養職)											0
医	療	職	(3)				6							6
高	等 学 校	等 教	育 職	1	15									16
中台	学校・小学	学校等教	故育職		4									4

2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「令和3年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1)調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、令和3年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2)調査機関

本委員会及び人事院等

(3)調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所230事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象従業員

常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

ウ 調査対象職種

54職種(行政職相当職種…22職種、その他の職種…32職種)

(4)調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により8層に層化し、これらの層から127事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

(5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した127事業所のうち、規模が調査の対象外であることが判明した4事業所及び調査不能の14事業所を除く109事業所である。

イ 調査実人員 4,548人

内訳 初任給関係 249人(うち行政職に相当する職種 249人) 上記以外 4,299人(うち行政職に相当する職種 4,292人)

(6)集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

第19表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模				
産業	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
≅ †	事業所 109	事業所 27	事業所 54	事業所 28
農業、林業、漁業	3	0	0	3
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	14	1	7	6
製造業	48	12	29	7
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	17	5	8	4
卸 売 業 、 小 売 業	3	1	0	2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	3	2	1	0
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	21	6	9	6

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第20表 民間との給与比較における対応関係

職員の		民 間 の 従 業 員		
職務の級	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満	
9級	支 店 長 · 工 場 長 事 務 部 長 · 技 術 部 長 事 務 部 次長 · 技 術 部 次長			
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長		
7級	事務課長・技術課長	事務部長·技術部長 事務部次長·技術部次長	支店長・工場長	
6級	声 数 細 巨 丛 畑	東	事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	
5 級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長	
4級	事務係長・技術係長・	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理	
3 級	事務係長・技術係長・	事 務 係 長 · 技 術 係 長	事務係長・技術係長	
2級	事 務 主 任 · 技 術 主 任	事 務 主 任 · 技 術 主 任	事務主任・技術主任	
1級	事 務 係 員 · 技 術 係 員	事務係員・技術係員	事 務 係 員 · 技 術 係 員	

- (注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである
 - を示したものである。 2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別基準職務表

19 71 119	机构和有数极为基中极为数
職務の級	基 準 職 務
9級	本庁の部長の職務
8級	本庁の次長の職務
7級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務
6級	本庁の課長の職務
5級	本庁のグループリーダーの職務
4級	企画員の職務
3級	主任の職務
2級	主任主事又は主任技師の職務
1級	主事又は技師の職務

第21表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

その1 給与比較の対象職種

- ・支店長…構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
- ・工場長…構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
- · 事務部長 · 技術部長…

· 事務部次長 · 技術部次長…

前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職 責が部長と課長の間に位置づけられる者

· 事務課長 · 技術課長…

• 事務課長代理 • 技術課長代理…

前記課長に事故等のあるときの職務代行者
 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者

課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責 が課長と係長の間に位置づけられる者

· 事務係長 · 技術係長…

係の長及び係長級専門職

係長等のいる事業所における主任

· 事務主任 · 技術主任…

係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が 係長と係員の間に位置づけられる者

· 事務係員 · 技術係員…

上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

その2 給与比較の対象外職種

- ・電話交換手…見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・自家用乗用自動車運転手…自家用乗用自動車の運転に専ら従事する者(業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に従事している者を除く。)
- ・守衛…監視、警備等の業務に従事する者
- ・用務員…専ら炊事又は洗濯等に従事する者は除く
- ・研究所長…構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
- ・研究部(課)長…2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
- ・研究室(係)長…構成員3人以上の室(係)の長
- ・主任研究員…研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長 を除く。)
- ・研究員…高度の専門的知識を有し、これに基づいて特定分野の研究を独立して、又は指導して行う者
- ・研究補助員…研究員の細部にわたる指導を受けて、その補助的・準備的業務を行う者

その1 給与比較の対象職種 1 規 模 計

		区分		I .	जर्म (P)	令和3年4月分平均支給額		
職種名			調 査 実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 A うち時間外 チ 当 B		А-В	
支	J	店	長	人 4	歳 49.6	円 530,310	円 -	円 530,310
	大	学	卒	2	*	*	*	*
	短	大	卒	_	_	_	-	_
	高	校	卒	2	*	*	*	*
	中	学	卒	_	_	_	_	_
工	Ą	場	長	9	53.7	767,987	4,487	763,500
	大	学	卒	8	54.0	803,199	5,050	798,149
	短	大	卒	-	-	_	_	_
	高	校	卒	1	*	*	*	*
	中	学	卒	_	_	_	-	_
事	務	部	長	80	54.0	544,795	10,727	534,068
	大	学	卒	48	54.4	589,882	8,696	581,186
	短	大	卒	14	52.5	493,834	445	493,389
	高	校	卒	17	54.5	469,937	24,260	445,677
	中	学	卒	1	*	*	*	*
技	術	部	長	97	52.5	608,930	13,100	595,830
	大	学	卒	54	52.4	667,115	6,731	660,384
	短	大	卒	15	51.6	597,711	34,060	563,651
	高	校	卒	28	53.4	514,352	13,032	501,320
	中	学	卒	_	_	-	_	_
事	務音	部次	長	78	49.4	474,798	3,605	471,193
	大	学	卒	60	48.7	475,392	3,826	471,566
	短	大	卒	8	52.3	461,878	-	461,878
	高	校	卒	10	51.8	481,041	5,034	476,007
	中	学	卒	-	_	_	_	_
技	術	部次	長	27	51.6	483,587	12,752	470,835
	大	学	卒	11	53.5	568,927	_	568,927
	短	大	卒	-	_	_	_	_
	高	校	卒	16	50.6	434,143	20,139	414,004
	中	学	卒	-	_	_	-	_

⁽注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和3年4月分平均支給額の欄を「*」としている。(以下本表において同じ。)

		区 分				令和	3年4月分平均支	給額
毦	战種名			調 査実人員	平 均年 齢	きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	А-В
事	務	課	長	人 213	歳 49.1	円 484,516	円 13,078	円 471,438
	大	学	卒	110	47.2	509,648	5,325	504,323
	短	大	卒	37	50.5	454,341	10,394	443,947
	苗	校	卒	65	51.6	462,286	27,814	434,472
	中	学	卒	1	*	*	*	*
技	術	課	長	320	49.9	567,503	36,754	530,749
	大	学	卒	141	48.5	625,938	35,760	590,178
	短	大	卒	48	50.8	553,906	16,088	537,818
	高	校	卒	129	51.1	511,751	45,132	466,619
	中	学	卒	2	*	*	*	*
事	務 課	長 代	理	62	47.2	441,808	47,785	394,023
	大	学	卒	39	45.8	456,652	52,372	404,280
	短	大	卒	7	50.3	471,193	43,522	427,671
	高	校	卒	16	49.4	389,282	38,478	350,804
	中	学	卒	_	_	_	_	_
技	術 課	長 代	理	100	51.0	514,960	101,821	413,139
	大	学	卒	30	50.9	548,623	110,035	438,588
	短	大	卒	12	46.0	427,221	83,270	343,951
	苗	校	卒	58	52.0	516,239	101,565	414,674
	中	学	卒	_	-	_	_	_
事	務	係	長	237	46.5	374,348	44,391	329,957
	大	学	卒	94	43.8	370,358	42,882	327,476
	短	大	卒	47	45.7	319,583	34,459	285,124
	高	校	卒	95	49.6	408,280	51,301	356,979
	中	学	卒	1	*	*	*	*
技	術	係	長	414	45.6	501,518	91,411	410,107
	大	学	卒	121	41.8	502,599	100,422	402,177
	短	大	卒	53	45.9	494,537	95,050	399,487
	高	校	卒	237	47.3	504,155	86,641	417,514
	中	学	卒	3	45.4	360,025	59,403	300,622

		区分	}	I .	u	令和	3年4月分平均支	給額
職	種名		,	調 査実人員	平 均年 齢	きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	А-В
事	務	主	任	人 207	歳 43.1	円 317,051	円 36,763	円 280,288
7	大	学	卒	89	40.5	323,175	33,126	290,049
	短	大	卒	47	43.1	303,830	33,919	269,911
	高	校	卒	70	46.1	318,565	43,144	275,421
	中	学	卒	1	*	*	*	*
技	· 術	主	任	392	42.6	419,508	78,384	341,124
	大	学	卒	112	40.3	410,968	79,415	331,553
	短	大	卒	75	40.8	406,110	76,137	329,973
	高	校	卒	203	44.4	429,268	79,093	350,175
	中	学	卒	2	*	*	*	*
事	務	係	員	986	38.2	263,099	25,922	237,177
	大	学	卒	384	34.5	279,297	30,045	249,252
	短	大	卒	171	39.4	236,920	19,087	217,833
	高	校	卒	429	41.3	259,041	24,973	234,068
	中	学	卒	2	*	*	*	*
技	術	係	員	1,066	31.1	294,488	55,643	238,845
	大	学	卒	403	30.0	307,478	57,099	250,379
	短	大	卒	223	29.2	294,120	63,318	230,802
	高	校	卒	436	33.2	281,033	49,843	231,190
	中	学	卒	4	55.6	233,996	27,391	206,605

2 企業規模500人以上

		区 分		I .	<i>u</i>	令和	3年4月分平均支	給額
罪	、 競種名			調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	А-В
支	Γ _ε	E	予	人 3	歳	円 517,912	円	円 517,912
					46.3		0.40	
工	力	芴	長	5	55.9	947,463	948	946,515
事	務	部	長	36	54.9	629,435	1,211	628,224
技	術	部	長	50	52.9	727,764	1,733	726,031
事	務 音	羽 次	長	31	53.4	567,311	-	567,311
技	術 音	羽 次	長	7	52.4	616,882	945	615,937
事	務	課	長	90	49.4	594,187	15,056	579,131
技	術	課	長	161	50.5	703,137	56,964	646,173
事	務 課	長代	理	3	50.8	676,910	140,119	536,791
技	術 課	長 代	理	30	51.7	811,626	220,852	590,774
事	務	係	長	102	48.2	449,999	65,431	384,568
技	術	係	長	238	46.6	591,624	118,470	473,154
事	務	主	任	56	45.1	401,074	64,450	336,624
技	術	主	任	231	42.5	468,253	93,974	374,279
事	務	係	員	356	38.2	303,430	36,234	267,196
技	術	係	員	512	28.9	297,615	60,294	237,321

3 企業規模100人以上500人未満

		区 分				令和	3年4月分平均支	給額
耶	战 種 名		/	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	А-В
支	J _e	Ė	長	人 1	歳 *	円 *	円 *	円 *
工	持	员	長	4	51.0	545,300	8,877	536,423
事	務	部	長	36	53.5	493,210	22,284	470,926
技	術	部	長	28	52.2	542,180	123	542,057
事	務音	第 次	長	46	47.4	426,004	5,739	420,265
技	術音	第 次	長	8	52.3	448,952	_	448,952
事	務	課	長	98	48.7	410,638	12,095	398,543
技	術	課	長	128	49.3	453,982	6,649	447,333
事	務 課	長 代	理	39	45.7	411,609	33,398	378,211
技	術 課	長 代	理	42	51.9	428,190	37,020	391,170
事	務	係	長	97	45.9	324,956	26,392	298,564
技	術	係	長	143	43.8	360,945	47,563	313,382
事	務	主	任	127	42.9	304,770	32,033	272,737
技	術	主	任	135	43.2	342,075	51,212	290,863
事	務	係	員	485	38.5	245,632	21,330	224,302
技	術	係	員	455	34.3	290,253	48,242	242,011

4 企業規模100人未満

		区 分				令和	3年4月分平均支	給額
聑	战 種 名		/	調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	А-В
支	Г	Ė	長	人 -	歳	円 -	円 -	円 -
工	力	奶	長	-	_	-	-	-
事	務	部	長	8	52.9	468,286	_	468,286
技	術	部	長	19	52.2	462,028	49,437	412,591
事	務 音	祁 次	長	1	*	*	*	*
技	術音	第 次	長	12	51.0	444,863	24,692	420,171
事	務	課	長	25	49.6	436,085	11,140	424,945
技	術	課	長	31	49.5	377,758	50,254	327,504
事	務 課	長 代	理	20	49.1	460,984	59,161	401,823
技	術 課	長 代	理	28	49.3	383,020	82,055	300,965
事	務	係	長	38	44.0	316,585	36,835	279,750
技	術	係	長	33	44.2	338,344	48,315	290,029
事	務	主	任	24	40.5	237,624	13,316	224,308
技	術	主	任	26	41.8	305,479	51,323	254,156
事	務	係	員	145	37.8	221,664	15,658	206,006
技	術	係	員	99	38.6	282,138	41,687	240,451

その2 給与比較の対象外職種 規 模 計

			区分				令和:	3年4月分平均支持	給額
暗	· 战種名				調 査実人員	平均年齢	きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	А-В
電	話	交	換	手	人 -	歳	円 -	円 -	円 -
自复	家用乗月	月自見	動車運輸	云手	_	_	_	-	_
守				衛	_	_	_	-	_
用		務		員	_	_	_	_	-
研	究		所	長	-	-	_	_	_
研	究 部	(課)	長	_	_	_	-	-
研	究 室	(係)	長	_	_	_	_	_
主	任	研	究	員	_	_	_	-	_
研		究		員	7	31.8	284,673	30,454	254,219
研	究	補	助	員	_	_	_	_	_

第22表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

	職種	学歴	企業規模計		500人以上		500人未満	
				円		円		円
		大学卒		188, 433	*	181, 175	*	196, 370
事	新卒事務員	短大卒	*	154, 768	*	156, 669	*	145, 604
務		高校卒		149, 781	*	142,000	*	158, 166
		大学卒		201, 453	*	203, 197	*	198, 964
技術	新卒技術者	短大卒	*	184, 540		X	*	183, 382
関		高校卒		161, 901	*	161, 914	*	161,831
係		大学卒		193, 421		190, 235		197, 275
	新卒事務員·技術者 計	短大卒		168, 707	*	160, 664	*	176, 560
		高校卒		159, 825	*	159, 663		160, 419

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 - 2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 - 3 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第23表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

							(十)上 , /0/
		項目					
				初夕	任給の改定状	況	採用なし
学歴	企	業規模		増額	据置き	減額	
		計	51.1	(39. 3)	(58.7)	(2.0)	48.9
大学卒		500人以上	92.9	(59. 2)	(40.8)	(0.0)	7. 1
		500人未満	38.0	(23.8)	(72.6)	(3.6)	62.0
		計	48.7	(30.0)	(68.0)	(2.0)	51.3
高校卒		500人以上	88. 1	(40.6)	(59.4)	(0.0)	11.9
		500人未満	36. 2	(21.9)	(74.6)	(3.5)	63.8

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第24表 民間における家族手当の支給状況

	支	給	\mathcal{O}	有	無			事	業	所	割	合
	家族	手	当 制	度が	あ	る				83.7%		
	配偶	者に多	家族手	当を支	給す	る				(63.8%))	
	家族	手	当 制	度が	な	V				16.3%		
扶	養家	族の	配	偶	į	者			1	0,286円		
構			配	配偶者と子1人					1	6, 208円		
	和 人	到 額	配	偶者と	子 2	人			2	1,786円		

- (注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 - 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある 事業所について算出した。

第25表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を	在宅勤務手当を	在宅勤務手当を	在宅勤務を
実施している	支給する	支給しない	実施していない
36.8	% (24. 4)	(75. 6) %	63. 2

⁽注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
24. 9	75. 1

⁽注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第26表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期(a)	319, 517 円	250, 285 円
	上半期(b)	319, 588 円	255, 330 円
特別給の支給額	下半期 (A)	651, 173 円	407,807 円
村別和の又和領	上半期(B)	631, 262 円	429, 937 円
特別給の支給割合	下半期(A/a)	2.04 月分	1.63 月分
	上半期(B/b)	1.98月分	1.68 月分
年 間	計	4.01 月分	3.31 月分

⁽注) 1 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第27表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	項目	部長級(非役員)		課身	長 級	係 員	
企	業規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規模計	47.6	52. 4	48.3	51.7	54. 5	45.5
	500人以上	36. 4	63.6	36. 4	63.6	54. 0	46.0
	100人以上 500人未満	58. 6	41.4	60.0	40.0	61. 6	38. 4
	100人未満	35. 0	65. 0	35. 1	64. 9	39. 9	60.1

² 支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第28表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年	年 齢	定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
99. 1	84. 8	14. 3	0.9

⁽注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第29表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を 理由とした給与減額の状況

項目	給与減額あり		給与減額なし
区分	4 4 5 5 6 6 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	60歳で減額	AL A DARK OF C
-m E /m	%	%	%
課長級	35. 4	17. 5	64. 6
非管理職	27.8	27.8	72. 2

⁽注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。

² 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 生計費及び労働経済関係

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、令和3年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1)標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費…食料

住 居 関 係 費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 … 被服及び履物

雑 費 I ··· 保健医療、交通·通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ … その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和3年4月の費目別標準生計費を算出した。松江市の数値については、これに本県と全国との費目別平均支出金額(1ヶ月の日数を365/12 日に、世帯人員を4人に調整したもの)の比率を乗じて算出した。

2人~5人世帯については、「家計調査」(勤労者世帯)における令和 3年4月の費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数(次 表のとおり)を乗じて算定した。

世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.579	0.676	0.773	0.870
住居関係費	0.964	0.830	0.696	0.562
被服・履物費	0.464	0.581	0.698	0.815
雑 費 I	0.344	0.426	0.508	0. 591
雑 費 Ⅱ	0.563	0.550	0.538	0. 526

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和2年1月~12月の「家計調査」の調査世帯(全国・勤労者世帯) のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第30表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 全 国

世帯人員費目	1人	2人	3人	4人	5人
食 料 費	30,060 円	48, 180 円	56, 270 円	64, 360 円	72,460 円
住居関係費	44, 700	54, 430	46, 870	39, 310	31, 750
被服・履物費	5, 160	5,800	7, 270	8, 740	10, 200
雑 費 I	23, 600	50, 950	63, 150	75, 350	87, 570
雑 費 Ⅱ	11, 200	32, 990	32, 260	31, 540	30, 810
計	114, 720	192, 350	205, 820	219, 300	232, 790

その2 松江市

世帯人員費目	1人	2人	3人	4人	5人
食 料 費	23,690 円	37,970 円	44,340 円	50,720 円	57,090 円
住居関係費	42, 500	51, 750	44, 560	37, 380	30, 190
被服・履物費	5, 060	5, 690	7, 130	8, 570	10, 010
雑 費 I	15, 850	34, 220	42, 420	50,620	58, 820
雑 費 Ⅱ	15, 900	46, 820	45, 790	44, 760	43, 720
計	103, 000	176, 450	184, 240	192, 050	199, 830

第31表 労働経済指標

項	FI.				年度·年月	令 和 元年度	令 和 2年度	令和2年 4月	5月	6月	7月	
	1	常用雇用指(調査産業計			前年度比· 前年同月比(%)	1. 2	0.0		0. 2	0. 2	0. 2	
雇	2	有効求人倍率		全 国	(倍)	1. 55	1. 10	1. 30	1. 18	1. 12	1. 09	
用		(季節調整値	直)	島根県	(倍)	1. 68	1. 39	1.51	1. 45	1.41	1. 45	
	3	完全失業率 (季節調整個			(%)	2. 3	2. 9	2.6	2.8	2.8	2.9	
			全国	(千円)	296. 1	293. 3	295. 7	287. 2	290. 9	292. 7		
	4		で給する給与	土 酉	前年度比· 前年同月比(%)	0.1	△ 1.0	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3	
		(調査産業計	 -)	島根県	(千円)	260. 9	262. 1	261. 1	258.8	262. 8	263.8	
		-		ших	前年度比· 前年同月比(%)	0.1	0. 5	△ 1.2	0.0	0.3	0.8	
賃				全 国	(千円)	271. 1	271. 5	272. 9	268.6	272. 2	272. 2	
金		(S) 55	⑤ うち	· 所定内給与 ·	王 岜	前年度比· 前年同月比(%)	0.2	0. 1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2
労		O) SIMERIMA		島根県	(千円)	238.6	240. 2	238. 9	238.8	243. 1	243. 1	
働				四角以外	前年度比· 前年同月比(%)	1.0	0.6	△ 0.6	0.8	1. 9	1.3	
時		⑥ うち	· 新定外給与 ·	全 国	(千円)	25. 0	21.8	22. 7	18. 6	18. 7	20. 5	
間			21 AC 21 MA 3	島根県	(千円)	22. 2	21. 9	22. 2	20.0	19.8	20.7	
	7	総実労働時		全 国	(時間)	144. 2	140.0	143.8	126. 9	141. 3	145.8	
		(調査産業計	†)	島根県	(時間)	150. 3	149.8	152. 6	139. 1	154. 8	154. 9	
			所定外	全 国	(時間)	12. 3	10. 6	10.5	8.6	9. 3	10.3	
		労働日	時間数	島根県	(時間)	12. 5	12. 2	11.8	10. 4	10.8	12.0	
生				全 国	(千円)	320.6	304. 5	303. 6	280. 9	298. 4	288. 6	
土計	9	消費支出	二人以上の 世帯のうち	<u> </u>	前年度比· 前年同月比(%)	0. 7	△ 5.0	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	△ 10.1	
費		(名目)	勤労者世帯	松江市	(千円)	290.8	323. 0	319. 5	313.6	371.8	311. 2	
				141111	前年度比· 前年同月比(%)	△ 13.4	11. 1	20. 4	3.8	57. 5	18. 1	
物	10	消費者物品		全 国	前年度比· 前年同月比(%)	0.5	△ 0.2	0.1	0. 1	0. 1	0.3	
価		(総合)		松江市	前年度比· 前年同月比(%)	0.3	△ 0.7	△ 0.8	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.3	
litri	11)	国内企業物	加価指数		前年度比· 前年同月比(%)	0.1	△ 1.4	△ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 1.0	

⁽注) 1 ①、④、⑤、⑥、⑩、⑪は平成27年基準である。 2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	資料出所
0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3		厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
1.05	1. 04	1.04	1. 05	1. 05	1. 10	1. 09	1. 10	1.09	1. 09	
1. 38	1. 33	1. 37	1. 36	1. 34	1. 35	1. 34	1. 37	1. 42	1. 48	厚生労働省
3. 0	3. 0	3. 1	3.0	3. 0	2. 9	2. 9	2.6	2.8	3.0	総務省 (労働力調査)
291. 1	292. 9	296. 3	294. 2	295. 0	293. 0	292. 8	297. 3	300. 3	294. 9	
△ 1.6	△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1. 1	1.6	2. 6	
258. 3	261. 4	263. 9	265.8	261.8	261. 7	261. 2	264. 6	267. 4	265. 3	
△ 0.5	0.3	1. 1	2.0	0. 9	1.6	△ 0.2	0. 5	2. 4	2.6	
269. 9	271.7	273. 8	271. 1	271. 9	270. 0	269. 9	273. 7	275. 9	272. 1	
△ 0.4	0.0	0.3	△ 0.3	0. 1	0.4	0. 3	1.5	1. 1	1. 4	
237. 7	240. 5	242. 4	243.8	240.0	237. 8	236. 3	239. 4	241.7	240. 1	字:工刀:>>>1
△ 0.2	1. 1	1.5	2.0	0. 5	0. 5	△ 0.9	0.0	1.2	0.6	(毎月勤労統計調査)
21. 2	21. 1	22. 5	23.0	23. 1	23. 0	22. 9	23. 7	24. 4	22.8	
20. 6	20.9	21. 5	22.0	21. 7	24. 0	24. 9	25. 1	25.8	25. 2	
133. 7	140.6	147. 4	143. 4	142. 3	135. 1	135. 4	145. 1	150. 4	136. 0	
140. 6	151.8	158. 6	152. 9	151. 9	141. 1	145. 5	154. 1	157. 2	143. 5	
9. 9	10.7	11. 3	11. 4	11. 5	11. 0	11. 1	12. 0	12. 1	11. 1	
10. 7	12. 2	13. 1	12. 6	12. 7	12.8	13. 3	13. 9	14. 1	13. 3	
304. 5	304. 2	312. 3	305. 4	333. 8	297. 6	280.8	344. 1	338.6	317.7	
△ 6.5	△ 7.7	2. 3	0. 5	△ 3.4	△ 4.8	△ 7.4	6. 7	11.5	13. 1	総務省
334.8	266. 1	288. 4	287. 5	332. 6	268. 4	251. 2	336. 7	297. 0		(家計調査)
38.0	△ 2.3	3. 0	4. 1	△ 21.2	△ 14.2	△ 32.9	△ 7.3	△ 7.0	△ 15.1	
0.2	0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4		総務省
△ 0.3	△ 0.7	△ 0.9	△ 1.4	△ 1.4	△ 0.6	△ 0.3	0.0	△ 0.1	0.5	
△ 0.6	△ 0.8	△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1. 2	3.9	5. 1	日本銀行

4 人事管理関係

第32表 年次有給休暇の取得状況

(単位:日)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
知事部局等	10.8	11.7	12. 1	11.7
警 察	10. 3	11. 3	10. 9	13. 3
高 校 等	11.9	12. 5	11. 7	10.6
小中学校等	10. 3	10. 3	9.7	8.8
全 所 属	10.8	11.3	11.0	10.6

(注) 1 「知事部局等」:「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の 所属を除く。)

「高 校 等」:高校、特別支援学校

「小中学校等」:学校事務職員、学校栄養職員及び教育職員(以下「教職員」という。)の勤務す

る小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場

2 日数は、職員1人当たりの平均取得日数である。

第33表 時間外勤務の状況

(単位:時間)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知事部局等	166. 1	174. 0	175.8	180.7
警 察	237. 6	233.6	221.7	198.6
高 校 等	45. 1	41.5	48. 2	47.3
小中学校等	158.8	152. 2	146. 3	134. 1
全 所 属	185. 1	188. 2	184. 6	179. 4

- (注) 1 時間数は、管理職や教育職員を含まない、時間外勤務手当の対象となる職員1人当たりの平均である。
 - 2 「知事部局等」:「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の 所属を除く。)

「高 校 等」:高校、特別支援学校に勤務する事務職員

「小中学校等」:小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場に勤務する事務職員及び学校栄養職員

第34表 育児休業・介護休暇の取得状況

その1 育児休業の新規取得状況

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知事部局等	33 (12)	37 (5)	48 (13)	65 (30)
警 察	17 (1)	18 (1)	19 (1)	29 (15)
高 校 等	31 (1)	36 (2)	34 (4)	34 (3)
小中学校等	93 (0)	111 (3)	94 (1)	122 (3)
全 所 属	174 (14)	202 (11)	195 (19)	250 (51)

その2 介護休暇の取得状況

(単位:人)

				(十四・八)
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知事部局等	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (0)
警 察	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
高 校 等	3 (0)	3 (0)	8 (1)	2 (0)
小中学校等	6 (2)	4 (0)	0 (0)	0 (0)
全 所 属	11 (2)	8 (0)	10 (3)	4 (0)

(注) 1 () 内は男性職員取得者数で内数である。

2 「知事部局等」:「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の

所属を除く。)

「高 校 等」:高校、特別支援学校

「小中学校等」: 教職員の勤務する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場

第35表 私傷病休職の状況

(単位:人)

	平成29年	平成30年	令和元年度	令和2年度
知事部局等	28	33	29	28
うち精神疾患	21	9	20	19
警 察	9	6	8	10
うち精神疾患	8	5	6	9
高 校 等	25	21	25	15
うち精神疾患	14	18	17	9
小中学校等	34	39	37	43
うち精神疾患	22	23	22	30
全 所 属	96	99	99	96
うち精神疾患	65	55	65	67

(注) 1 人数は、平成30年までは暦年(1月1日から12月31日)、令和元年度以降は年度(4月1日から 3月31日)における休職者の実人数である。

2 「知事部局等」:「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の

所属を除く。)

「高 校 等」:高校、特別支援学校

「小中学校等」: 教職員の勤務する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場

県職員の給与と人事委員会勧告

令和3年10月

島根県人事委員会

員の給与決定の原則と人事委員会勧告 **宗殿**

県職員の給与は、以下の原則に基づき決定されています

職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければなりません。

職員の給与は、

·生計費

(地方公務員法第24条第1項)

払衡の原則

条例主義

は条例で定め、また、職員の給与は法律又 はこれに基づく条例に基づかない限り支給 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件 することができません。 ・国及び他の地方公共団体の職員の給与

(地方公務員法第24条第5項等)

(地方公務員法第24条第2項)

を考慮して定められなければなりません。

・民間事業の従業員の給与

・その他の事情

公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のように、労使交渉を通じて 給与を決定することはできません。 この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています

人事委員会勧告の位置付け

【情勢適応の原則】

- 1 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置 を講じなければならない。
 - 2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(地方公務員法第14条)

(給料表に関する報告及び勧告)

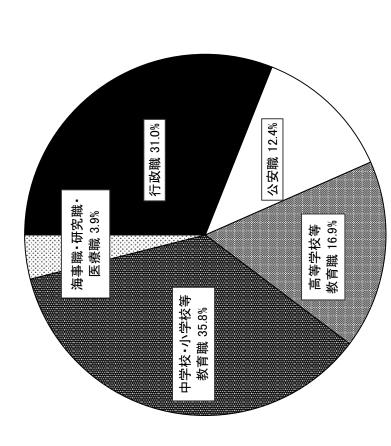
人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を 決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。 (地方公務員法第26条)

給与勧告の対象職員

令和3年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員(休職者等を除く。)は、12,028人です。このうち、一般行政事務を行ってい

る行政職給料表適用職員は、3,731人で全体の31.0%を占めています。 また、小・中学校等、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて6,334人(全体の52.7%)、警察官 である公安職給料表適用職員が1,490人(全体の12.4%)となっています。

(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

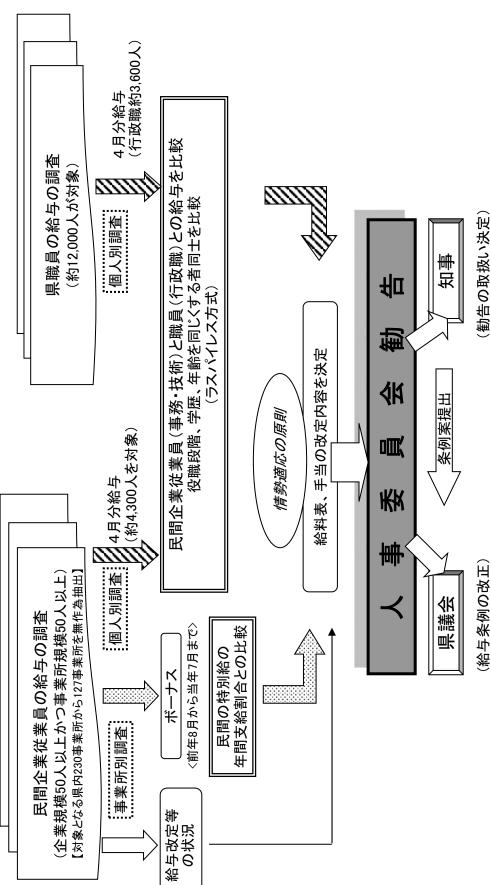


		(単位:人)
給料表の区分	職員の例	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,731
公安職給料表	警察官	1,490
海事職給料表	試験船、実習船等に乗り組む船員	48
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	226
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	46
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	85
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	68
高等学校等 教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	2,031
中学校·小学校等 教育職給料表	小・中学校等に勤務する教育職員	4,303
井		12,028

※上記職員の他に、人事委員会の給与勧告の対象外職員 として、公営企業(病院局、企業局)職員が1,556人在職している。

人事委員会勧告の手順

県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、その結果得 られた較差等に基づき勧告を行っています。 また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合と職員の 特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。 県職員の給与の調査 (企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上) 民間企業従業員の給与の調査 島根県人事委員会では、



民間給与との比較方法(1)

県職員と民間企業従業員では、それぞれ役職段階、年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間 での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。

単純平均値で比較した場合の例

高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社 A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円 の方が高くなっています。

ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0 万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。

[A社]

[B社]

平均賃金 27.7万円 21万円 31万円 41万円 计芯 人数 30人 20人 10人 子09 年幣 20歳 30號 40歳 华 平均賃金 30.0万円

30万円

20人

30辦

40万円

20人

40歳

计芯

子09

华

20万円

20人

20歳

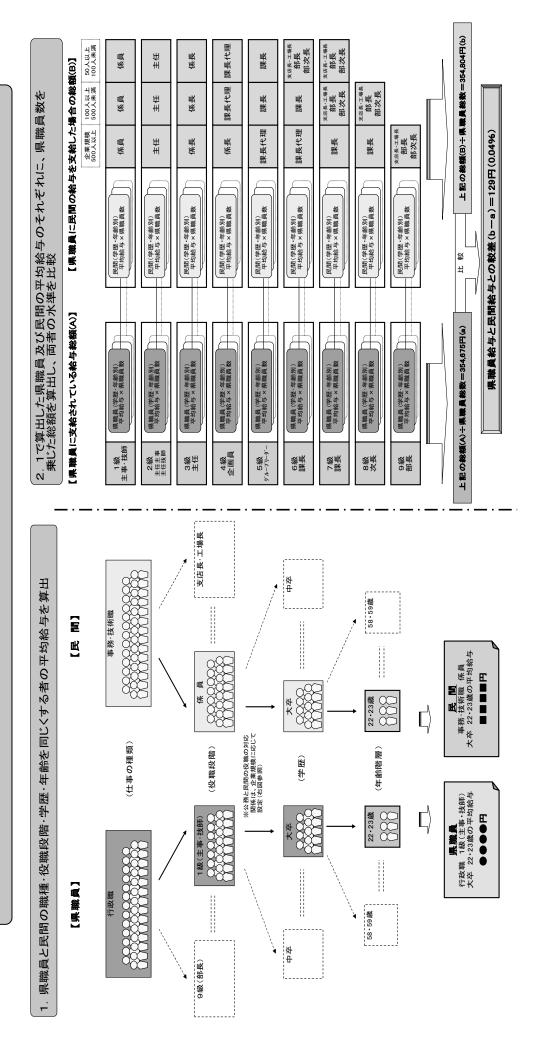
人数

年幣

こ場合の 〕	平均賃金	21万円	31万円	41万円	平均 31.0万円
A社の人員構成に合わせた場合の B社の賃金	人数	20人	20人	20人	个09
(A社の人	年齡	20歳	30歳	40歳	合計
	_		A社もB社も 同じ人員構成 として比較		

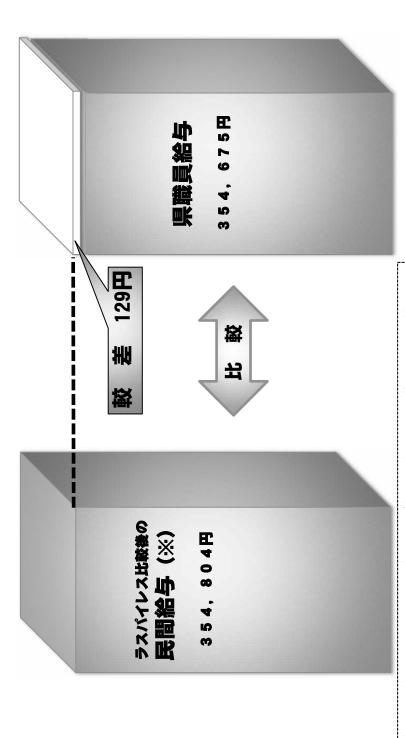
民間給与との比較方法(2)

月例給の県職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、 これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。



民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差は129円(0.04%)と極めて小さいことから、月例給の改定を行わないこととしました。



※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較(P. 5参照)により算出した民間給与額 ~県職員の人員構成(職種、役職段階、学歴、年齢)と同じ人員構成の民間企業であれば いくらの給与が支払われるかを算出したもの~

本年の給与勧告のポイント

月例給は改定なし、期末・勤勉手当(ボーナス)を引下げ(△0.10月分)

月例給

- ·民間給与との較差 129円 (0.04%)
- ・民間給与との較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない

2 期末・勤勉手当

→(令和3年12月1日実施)

- ・民間の支給割合(4.01月)との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き下げ、4.00月に改定(現行4.10月)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(勧告前との差 △35,649円) 今回の勧告後の平均年間給与(行政職) 5,590,653円 ×

県職員(行政職)のモデル給与例

10年3次 57. 035	九	改	定 前	改定	1 後	年間給与の差
地统权的自		月稻(円)	年間給与(キ円)	月稻(円)	年間給与(千円)	(田士)
‡ ‡ #	18 歳 (高校卒業程度初任給)	151, 443	2, 438	151, 443	2, 423	Δ15
上事"坟即	22歳 (大学卒業程度初任給)	183, 220	2, 950	183, 220	2, 932	Δ18
主任主事・主任技師	25歳	207, 153	3, 335	207, 153	3, 314	Δ21
<u>t</u>	30歳	253, 511	4, 133	253, 511	4, 107	Δ26
Ħ H	35歳	280, 361	4, 571	280, 361	4, 542	△29
u H	40歳	339, 188	5, 600	339, 188	5, 563	Δ37
프 크 닉	45歳	365, 535	6, 035	365, 535	5, 995	△40
クブルーフ°リーダー	50歳	388, 664	6, 417	388, 664	6, 374	Δ43
登	55歳	473, 164	7, 595	473, 164	7, 549	∆46
部長	58歳	612, 585	10, 218	612, 585	10, 148	Δ70
1 4%	サイミ イ 落田 歩ぎり ミシャー・プロ	 				

⁽注)1 給与月額は、給料及び管理職手当を基礎に算出 2 年間給与は、給与月額の12か月分及び期末・勤勉手当を合算したもの

最近の給与勧告の状況(行政職)

	月例給	期末・勤勉手当(ボーナス)	当(ボーナス)	職員(行政職)の 平均年間給与
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額
平成23年(注1)	△1.95%	3.70月	△0.15月	△17.6万円
平成24年	1.15%	3.70月	ı	6.8万円
平成25年	勧告なし	3.70月	ı	I
平成26年	0. 25%	3.80月	0.10月	5.2万円
平成27年	0.27% (注2)	3.90月	0.10月	5.3万円
平成28年	%01 0	3.95月	0.05月	2.4万円
平成29年	%21.0	4.05月	0.10月	4.4万円
平成30年	0. 15%	4.10月	0.05月	2.8万円
令和元年	%11.0	4.15月	0.05月	2.5万円
令和2年	もなら	4.10月	▽0.05月	△1.8万円
令和3年	勧告なし	4.00月	△0.10月	△3.6万円

(注1)実施は平成24年4月1日である (注2)水準改定以外に、給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引下げ(平均△2%)あり

職員の給与等に関する報告及び勧告

発行日 令和3年10月12日

編集・発行 島根県人事委員会事務局

松江市殿町8